

『子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての 調査研究』

自治体向けアンケート調査結果

2026年3月

株式会社日本総合研究所

エグゼクティブサマリー（自治体向け調査）

リサーチクエスチョン	調査結果及び、示唆
<p>1 こどもからの利用相談の状況（量・傾向）はどうか</p>	<p>1/4の自治体が「こどもから利用相談を受けたことがある」状況で、23区でより多いことが推察される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもから利用相談を受けたことがある」自治体は1/4を超える。特に23区でその割合が高い傾向。 <p>こどもは日々通っている「学校」でなら利用相談をしやすい模様。「学校」にこども向けリーフレットを置いたり、カウンセラー滞在を増やしたりすることで、支援が必要なこどもに支援を繋げられる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもからの利用相談は「学校」経由が7割弱、「自治体に直接」が約5割と高くなっている。 <p>年代が高くなるほど、こどもからの利用相談は多くなる。小学校高学年以上は「保護者等との不和」、小学校低学年以下は虐待が理由として高い特徴がみられる。この点からも「入所希望児童支援」において保護者への説明や同意取得が要点となることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年代が高くなるほど相談頻度が高くなる傾向だが、中学生からの相談頻度が最も高く、「3ヶ月に数回」が1割弱、「1年に数回以下」が6割強となった。 利用相談を行う理由としては、年代が上がるにつれ「保護者等との不和」が高まり、小学校高学年以上では8割以上を占める。小学校低学年は「身体的虐待の恐れ」「心理的虐待の恐れ」が7割弱と高い傾向。また、その他回答では希死念慮のほか、中学生以上では教育虐待や（保護者からの）行動制限という記述も見られる。
<p>2 こどもからの利用相談への対応方針はどうか</p>	<p>「こどもからの利用相談」について、「対応方針が定められている」との自治体は2割強と多くない。</p> <p>対応方針としては、主に「児童相談所へ通報・相談する」が最も多く5割弱、「保護者へ相談し、各種支援の利用を調整する」が3割強。また、保護者への説明は「主に自治体職員が行う」が最も高く5割前後、次いで「主に児童相談所が行う」。需要の掘り起こしに伴い、自治体、児童相談所においても、こどもからの利用申請を受入れる望ましい体制の構築が必要となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「対応方針が定められている」との自治体は2割強。23区では4割弱と高い傾向が見られる。 対応方針として定めている内容としては、「児童相談所へ通報・相談する」が最も多く5割弱、「保護者へ相談し、各種支援の利用を調整する」が3割強と続く。 保護者への利用相談があった際の説明・報告、支援を行う場合の説明・報告ともに「主に自治体職員が行う」が最も高く5割前後、次いで「主に児童相談所が行う」、その他回答でケースによる、との言及が多い。 こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として行っているものとしては「関連する支援・福祉の相談窓口等を、自治体が紹介する」が突出しており、8割弱であった。 こどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に繋げた支援（施設）としては「児童相談所」が最も多いものの、「対応していない」との回答も5割弱。

エグゼクティブサマリー（自治体向け調査）

リサーチクエスチョン	調査結果及び、示唆
<p>3 子育て短期支援事業 入所希望児童支援 の実施状況はどうか</p>	<p>入所希望児童支援自体は認知はされているものの、実施には至っていない自治体が多い。実施や検討をしていない理由としては、「実施する事業者が不足しているため」が5割強で最も多く、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が4割強、「保護者への説明や同意取得が難しいため」が約4割と続く。この理由は都市部／その他自治体で異なり、地域ごとの施策検討が有効であると想定される。また、その他自治体において加算制度の認知は低く、認知拡大も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て短期支援事業について、7割強が「実施している」、1割弱が「未実施であるが、検討中である」、約2割が「未実施かつ、検討していない」と回答。その他自治体で「未実施かつ、検討していない」が高い傾向がみられる。 • 入所希望児童支援について、「入所希望児童支援を知らなかった」が3割弱、「入所希望児童支援を知っているものの、実施や検討を行っていない」が約5割、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が1割弱、「入所希望児童支援を実施している」が1割強の結果となった。 • その他自治体は、「入所希望児童支援を知らなかった」が約3割と高い傾向。政令指定都市では「入所希望児童支援を知らなかった」が存在せず、中核都市で1割弱、23区で2割弱。政令指定都市は、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が約3割と高い傾向がうかがえる。 • 加算制度があることを「知っている」との回答は3割強であったが、政令指定都市、23区、中核都市に絞ると約6割～8割超。 • 入所希望児童支援を実施や検討していない理由としては、「実施する事業者が不足しているため」が5割強で最も多く、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が4割強、「保護者への説明や同意取得が難しいため」が約4割と続く。この回答は自治体分類で異なり、23区と中核都市は「保護者への説明や同意取得が難しいため」「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」の順に高い。その他自治体は「実施する事業者が不足しているため」が最も高いという特徴がみられる。 <p>入所希望児童支援を実施していても、申請はほぼない状況。入所希望児童支援における、こどもからの利用相談の受付、判断、保護者への説明・同意取得は主に「自治体」が行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所希望児童支援での実際の申請数ほどの年代も9割前後が「0人（申請なし）」。 • 入所希望児童支援にて、こどもからの利用相談の受付、判断は主に「自治体」が行っている。 • 入所希望児童支援にて保護者への説明や同意の取得については、「主に自治体職員が保護者へ事前に説明し、同意を得る」が9割弱を占める。こどもが利用しやすくするための工夫としては、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も多く5割弱。次いで「特になし」が4割弱 • こどもが利用相談を行う理由同様、こどもが入所希望児童支援においても、申請があつたうち、中学生以上は「保護者との不和」が最も多い傾向がうかがえる。 <p>入所希望児童支援の広報・周知については現状、個別アプローチが多い模様。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所希望児童支援の広報・周知について、「利用ニーズがあると想定される家庭に個別に説明、周知を図っている」が最も高く5割強。次いで、「市役所の窓口やHP等にて広報している」が3割強、「その他」が2割強となった。

エグゼクティブサマリー（自治体向け調査）

リサーチクエスチョン	調査結果及び、示唆
4 入所希望児童支援の実施について、課題は何か	<p>課題としては、「対応できる事業者が不足・いない」が最も高く6割強。挙げる課題は自治体分類で異なっており、この点からも地域ごとの施策検討が有効であると想定される。</p> <ul style="list-style-type: none">課題としては、「対応できる事業者が不足・いない」が最も高く6割強。次いで、「保護者の同意が難しい」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が5割を超えて続く。この結果は自治体分類で異なり、23区では「入所希望児童支援を実施せずとも、近しい取組みをすでに実施しており必要性を感じない」が高く、政令指定都市・中核都市は「保護者の同意取得が難しい」等が高く、その他自治体は「対応できる事業者が不足・いない」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」等が高いといった特徴がみられる。また、その他回答では「障がい（特に発達障がい）のある児童や中高生の受入可能施設」との記述があり、受け入れ可能人数ではなくその範囲の拡大が必要との声もある。

1.1 自治体 調査設計

調査目的	入所希望児童支援について、こどもからの利用相談の実態や本制度の運用実態（検討・制度活用状況、制度活用の課題、こどもの利用動機・場面等）を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	全市区町村（本事業未実施の市区町村も含む）
回答者数	1,132自治体
設問数	27問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査項目	次ページ参照
調査時期	2025/11/5~2025/11/28（※調査時期後の2025/12/9受領分まで集計対象として含む）

出所：株式会社日本総合研究所作成

1.2 自治体 調査項目

▼ | 回答対象者条件

基礎情報

2

- ▼全員
- Q1. 自治体名（都道府県）
- Q1. 自治体名（市町村）
- Q2. 担当者の連絡先

需要の把握、事業の活用状況

3-5

子どもからの利用相談の状況 (需要の把握)

- Q3. 利用相談を受けた経験
- ▼Q3で「利用相談を受けたことがある」
- Q4. 利用相談を受けた先
- Q5. 利用相談を受けた頻度
- Q6. 子どもが利用相談を行う理由
- Q7. 子どもが利用相談を行う理由
—最も多いもの—

子どもからの利用相談への 対応方針、対応状況

- Q8. 対応方針
- ▼Q8で「対応方針が定められている」
- Q9. 定めている内容
- ▼Q3で「利用相談を受けたことがある」
- Q10. 保護者への説明
- Q11. 支援後の対応
- Q12. 繋げた支援

子育て短期支援事業・ 入所希望児童支援の状況、課題

- Q13. 子育て短期支援事業の実施状況
- Q14. 入所希望児童支援の実施状況
- Q15. 入所希望児童支援の加算制度の認知
- ▼Q14で「実施検討を行っている」「実施している」
- Q16. 実施・実施検討の経緯
- ▼Q14で「実施や検討を行っていない」
- Q17. 未実施・未検討の理由
- ▼Q14で「実施している」
- Q18. 受付から利用までの流れ
- Q19. 保護者への説明・同意取得
- Q20. 実施における工夫
- Q21. 広報・周知
- Q22. 申請数
- Q23. 子育て短期支援事業の利用実績
- Q24. 申請する理由
- Q25. 申請する理由
—最も多いもの—
- Q26. 実施にあたっての課題

その他

6

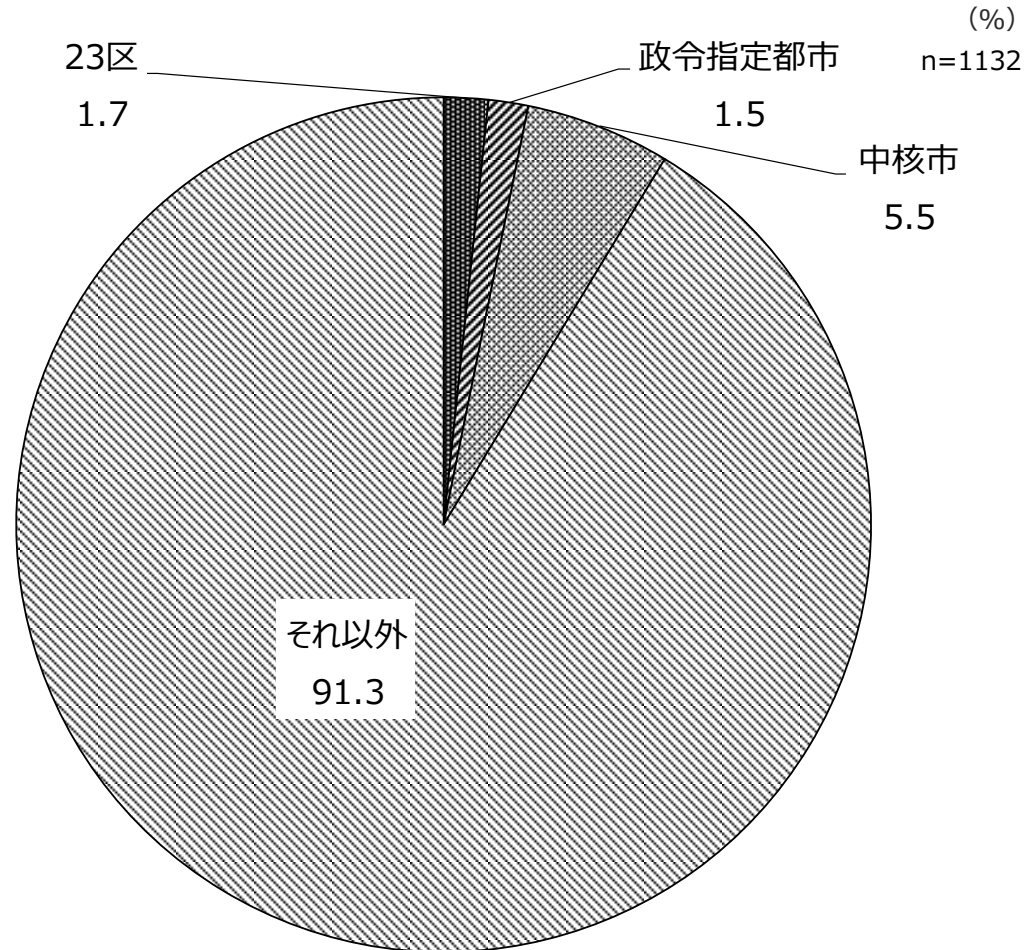
- Q27. 自由意見

2. 基礎情報

2.2 自治体 回答自治体分類

- 回答のあった自治体分類別の回答は以下のとおり。

回答自治体分類（23区、政令指定都市、中核市、それ以外自治体）



出所：株式会社日本総合研究所作成

3. こどもからの利用相談の状況（需要の把握）

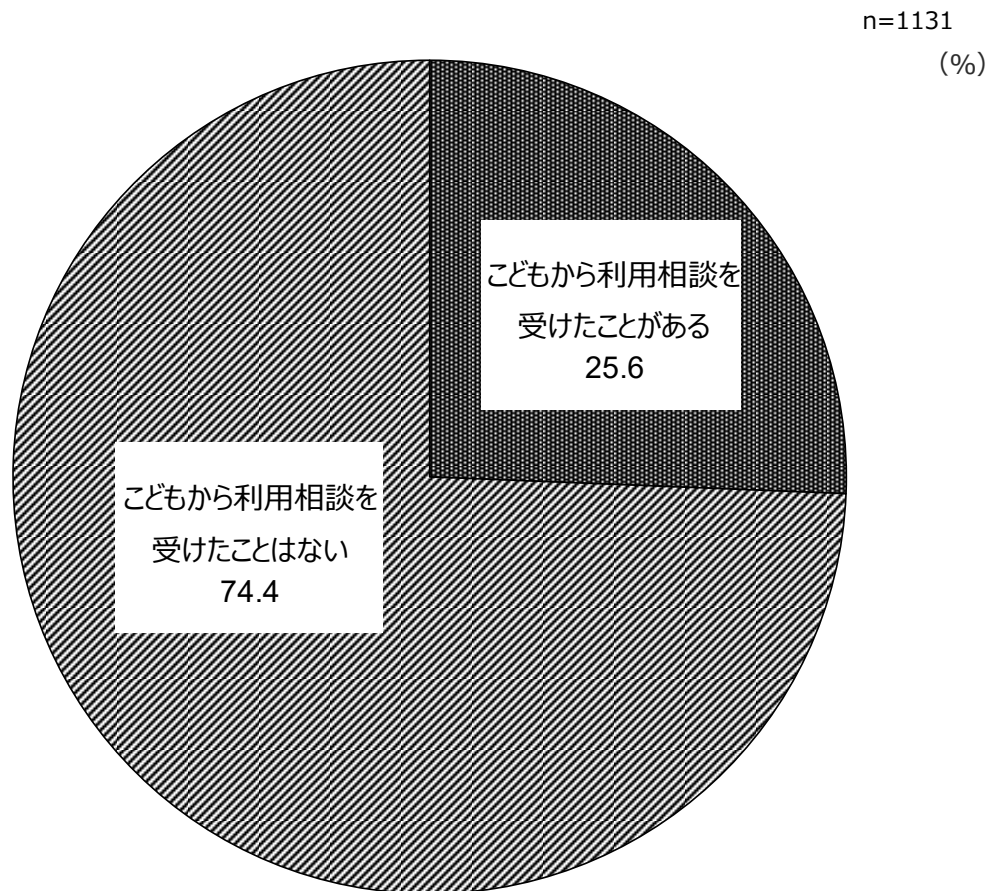
3.1 自治体 利用相談を受けた経験（全体）

- 「こどもから利用相談を受けたことがある」が1/4を超える。

Q3. 貴自治体において、こどもから家庭環境などの理由により、こども自らが一時的に家庭から離れたいと希望する利用相談（以下、「利用相談」という。）を受けたことがあるか、お答えください。【単一回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。

※回答時点までのおおよその累積でお答えください。



出所：株式会社日本総合研究所作成

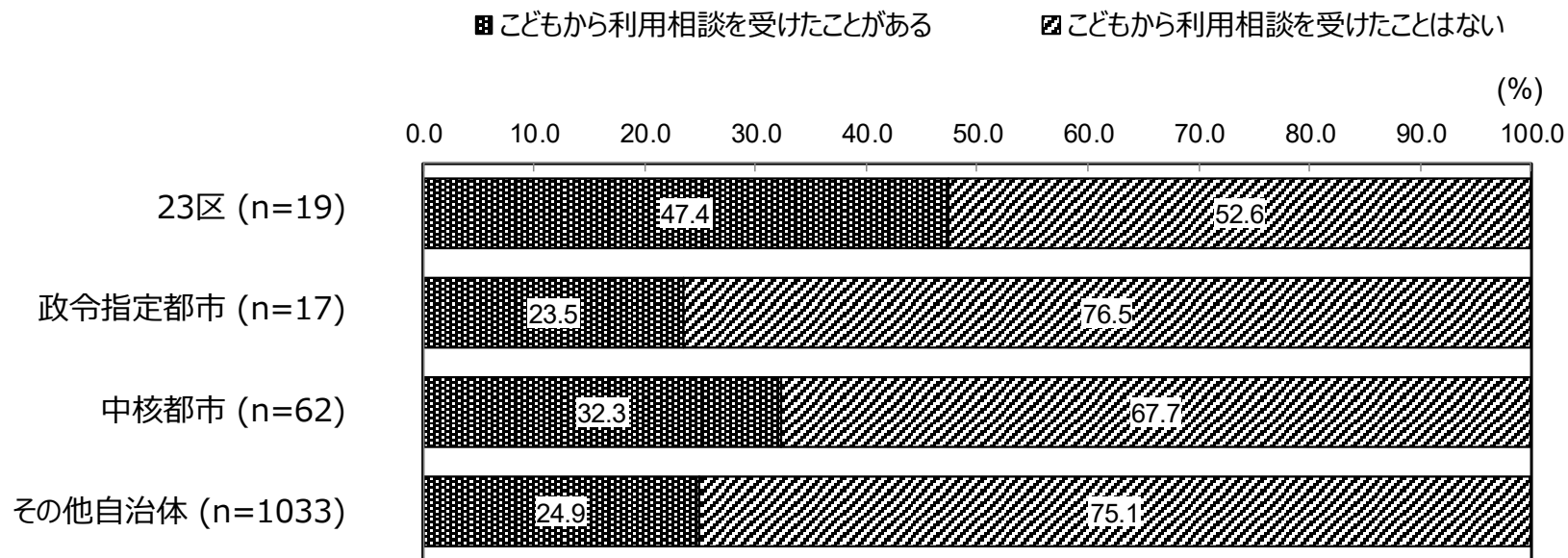
3.1 自治体 利用相談を受けた経験（人口規模別）

- 23区で、「こどもから利用相談を受けたことがある」が5割弱と高い傾向。

Q3. 貴自治体において、こどもから家庭環境などの理由により、こども自らが一時的に家庭から離れたいと希望する利用相談（以下、「利用相談」という。）を受けたことがあるか、お答えください。【単一回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。

※回答時点までのおおよその累積でお答えください。



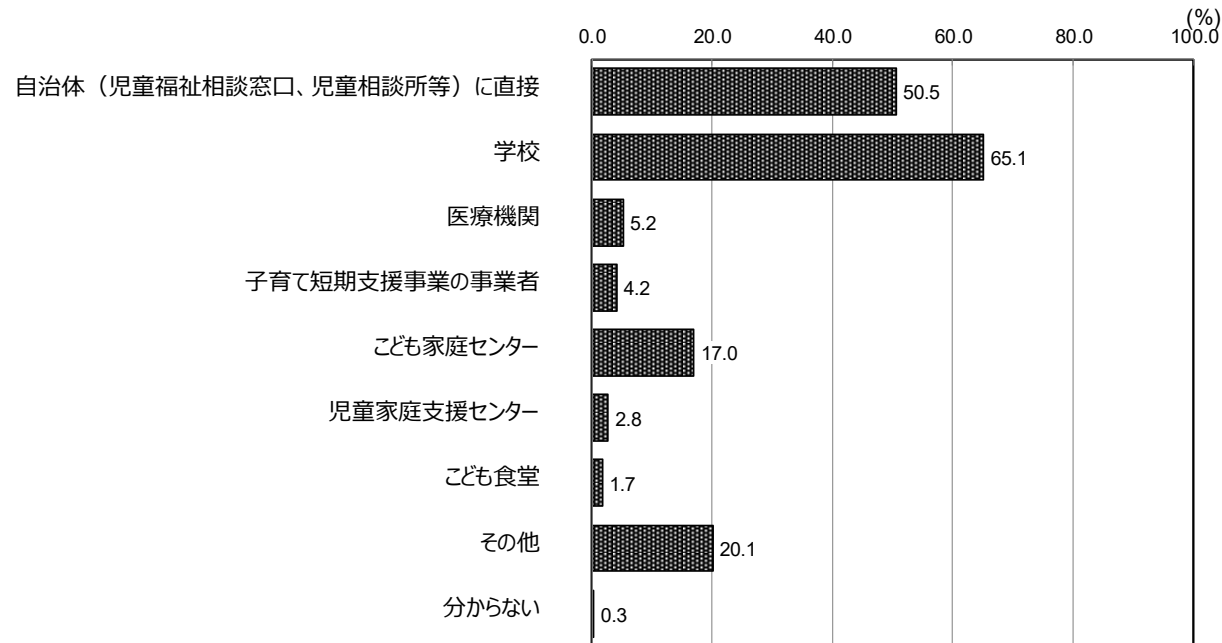
出所：株式会社日本総合研究所作成

3.2 自治体 利用相談を受けた先（全体）

- ・「学校」が7割弱、「自治体に直接」が約5割と多い。
- ・その他では「こども本人」が多い。

Q4.こどもからの利用相談をどこから受けたことがあるか、お答えください。（いくつでも）【複数回答】

n=289



その他の主な内容

- ・ こども本人（17）
- ・ 保護者（4）
- ・ 家族（2）
- ・ こどもの親戚（1）
- ・ こどもの知人（知人、彼氏）（3）
- ・ 友人の親（3）
- ・ 支援・相談施設（こども家庭センター、保健相談所、子育て支援センター、児童育成支援拠点委託事業者、児童発達支援事業所）（10）
- ・ 児童施設（児童館、学童クラブ、放課後サービス、こども広場）（8）
- ・ NPO法人（2）
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園（4）
- ・ 療育施設、こころのケアハウス、不登校の子どもの居場所（4）
- ・ 警察（5）
- ・ 地域・近隣（3）
- ・ 民生委員（1）

出所：株式会社日本総合研究所作成

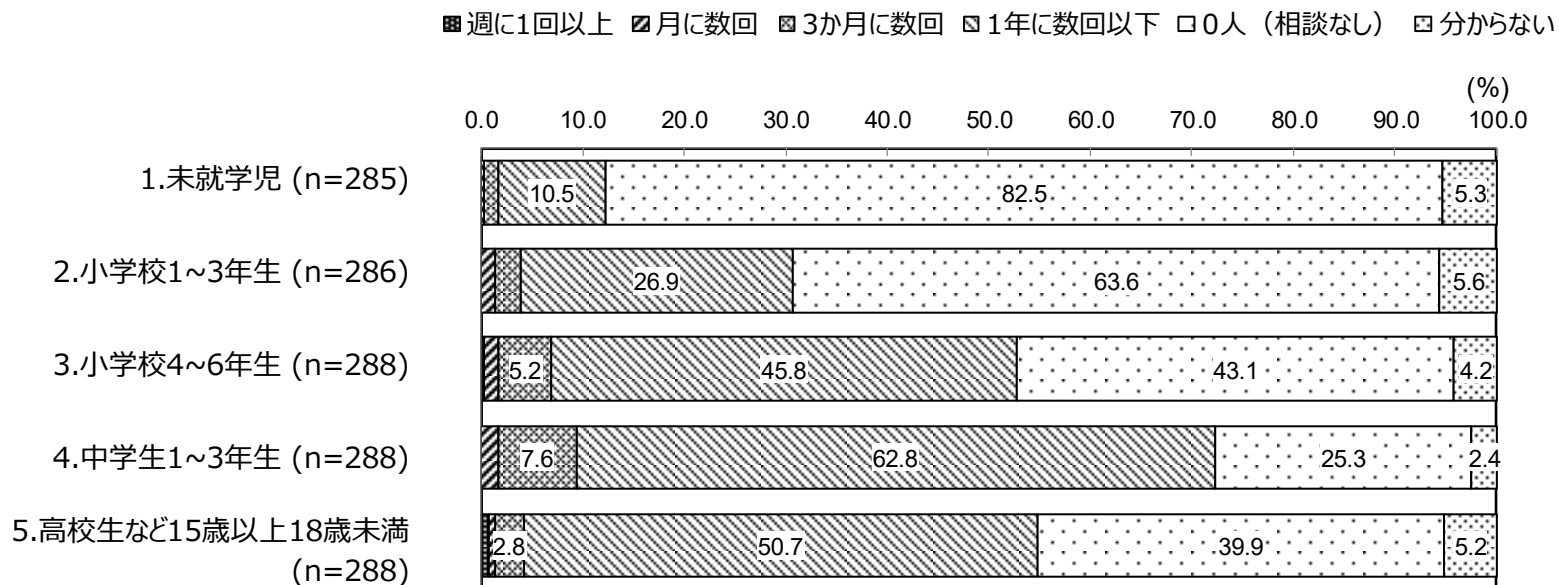
3.3 自治体 利用相談を受けた頻度（全体）

- 中学生からの相談頻度が最も高い傾向で、「3ヶ月に数回」が1割弱、「1年に数回以下」が6割強となった。

Q5.貴自治体にて把握している、利用相談を受けた頻度について、お答えください。【単一回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。

※回答時点までのおおよその累積でお答えください。



※2.0%未満は値表示なし
出所：株式会社日本総合研究所作成

3.4 自治体 こどもが利用相談を行う理由（全体）

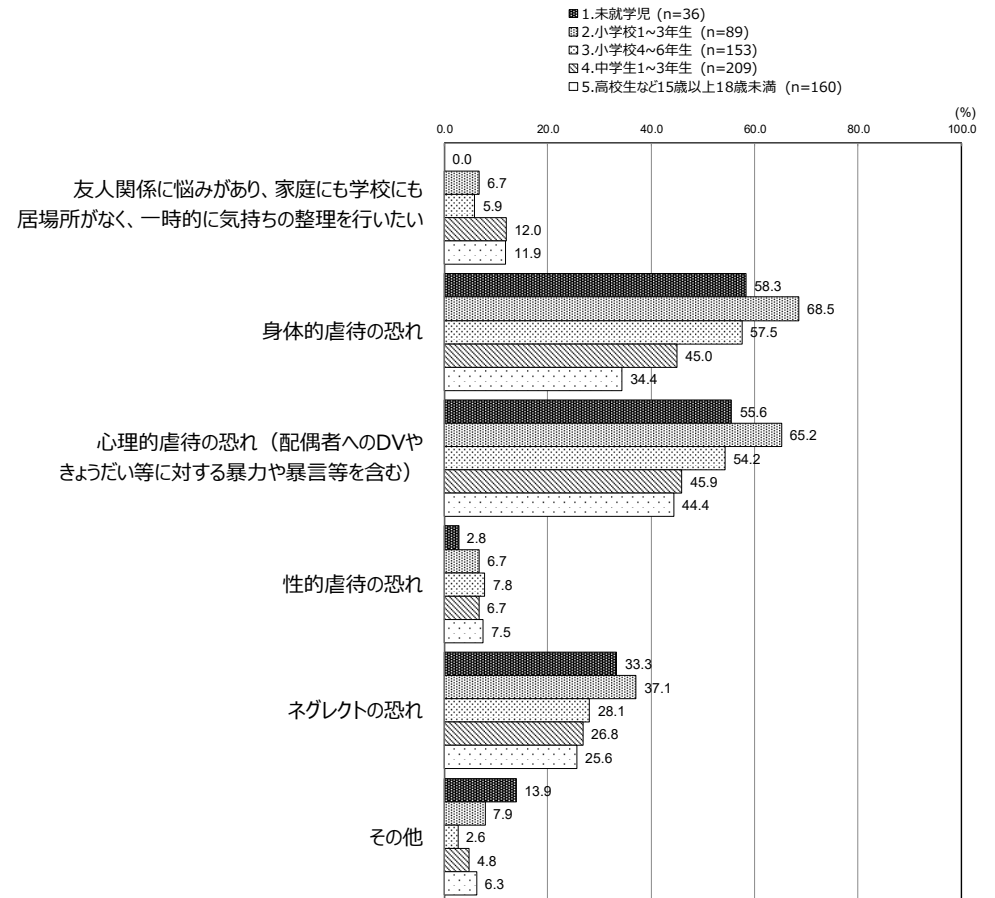
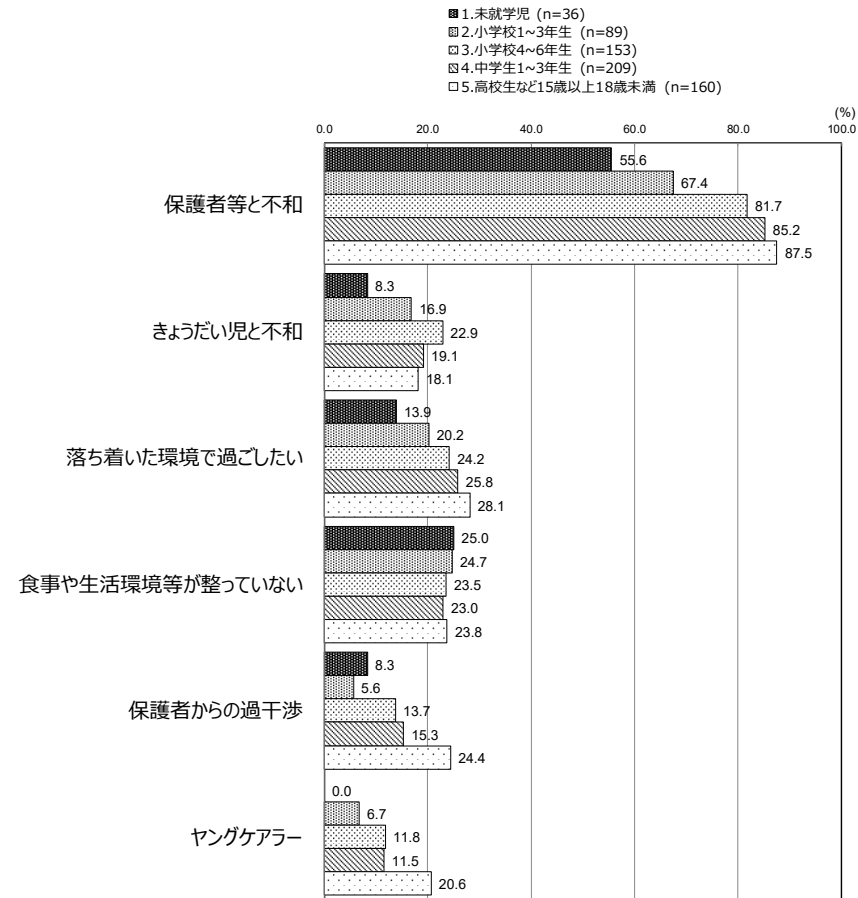
- 年代が上がるにつれ「保護者等との不和」が高まり、小学校高学年以上では8割以上を占める。
- 小学校低学年は「身体的虐待の恐れ」「心理的虐待の恐れ」が7割弱と高い傾向が見られる。

Q6.こどもが利用相談を行う理由として、こどもから相談の受けた時点で当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください。

※こどもが言っていないものの、貴自治体にて推測した理由も含めご回答ください。

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください。



出所：株式会社日本総合研究所作成

3.4 自治体 子どもが利用相談を行う理由（全体、その他）

Q6.子どもが利用相談を行う理由として、子どもから相談の受けた時点で当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください。

※子どもが言っていないものの、貴自治体にて推測した理由も含めご回答ください。

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください。

未就学児

その他の主な内容

- 理由としてはどの項目も当てはまるが、集計していない
- 特になし
- 該当なし(2)

小学校1～3年生

その他の主な内容

- 他児の利用を知り、自身のレスパイトを希望
- 両親の養育疲れ
- 里親宅にゲームなどの娯楽があり、楽しいから
- 自殺の恐れ
- 理由としてはどの項目も当てはまるが、集計していない
- 該当なし（2）

小学校4～6年生

その他の主な内容

- 養育疲れ
- 保護者との考えの相違
- 本人の自立
- 一時保護後も養父との関係が改善されず身体的虐待が再発。一緒に居るとお互いによくないし誕生するきょうだいのためにも養父と離れることを決意。
- 理由としてはどの項目も当てはまるが、集計していない

中学生1～3年生

その他の主な内容

- 【虐待・ネグレクト】
 - 父親からの威圧的な態度
 - 兄弟との比較
 - 教育虐待
 - 時間や行動の制限、母親の意向に沿わないと暴言
 - 愛着の問題
- 【本人の特性、希望】
 - 本人の発達特性
 - 高校受験を控えており、勉強し集中したい。
- 【緊急性】
 - 希死念慮
- 【その他】
 - 母のパートナーとの不和
 - 理由としてはどの項目も当てはまるが、集計していない
 - なし

高校生など15歳以上18歳未満

その他の主な内容

- 【虐待・ネグレクト】
 - 保護者の精神疾患による不安定さから、児の日常生活全般に影響があるため
 - 兄弟との比較、教育虐待
 - 夜間の就労の強要
 - 生活困窮のため、学校に行かないなら学費を出さない、アルバイトしなさいと圧をかける
- 【本人の特性】
 - 自分がジェンダーだということを理解してもらえない
 - 本人の発達特性
 - 怒りをコントロールできない。
- 【緊急性】
 - 自殺企図あり
- 【その他】
 - 理由としてはどの項目も当てはまるが、集計していない
 - なし

出所：株式会社日本総合研究所作成

3.5 自治体

こどもが利用相談を行う理由—最も多いもの—（全体）

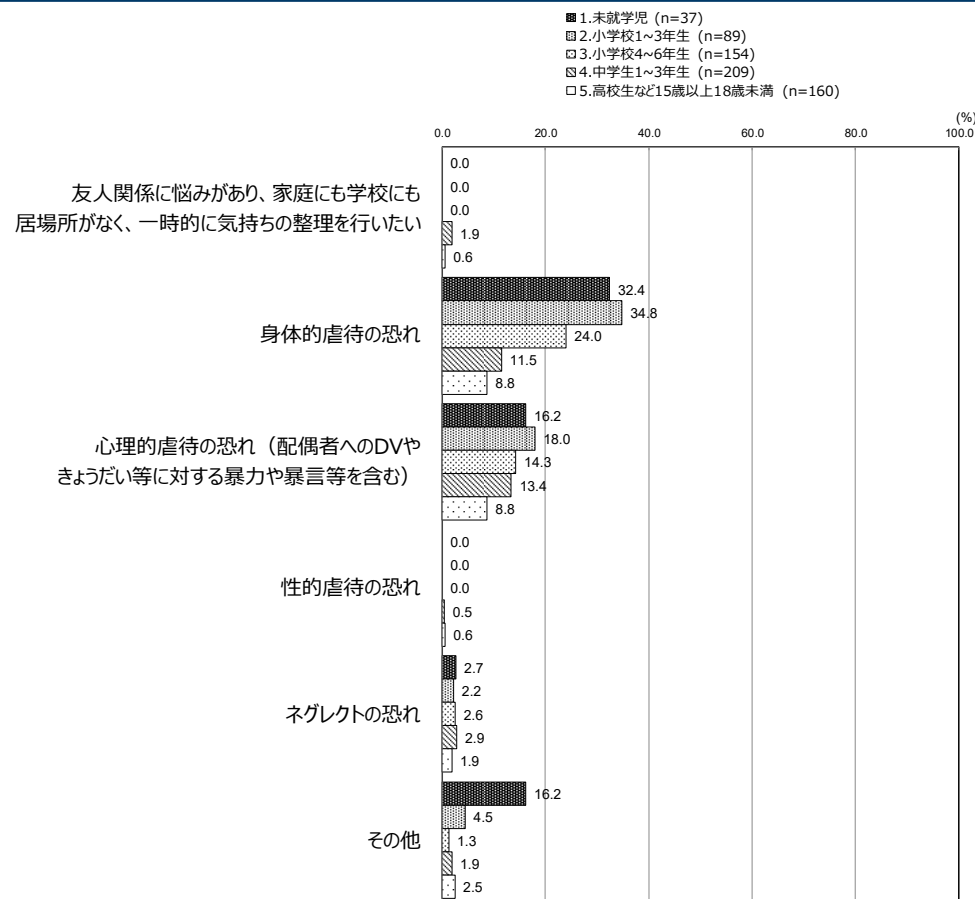
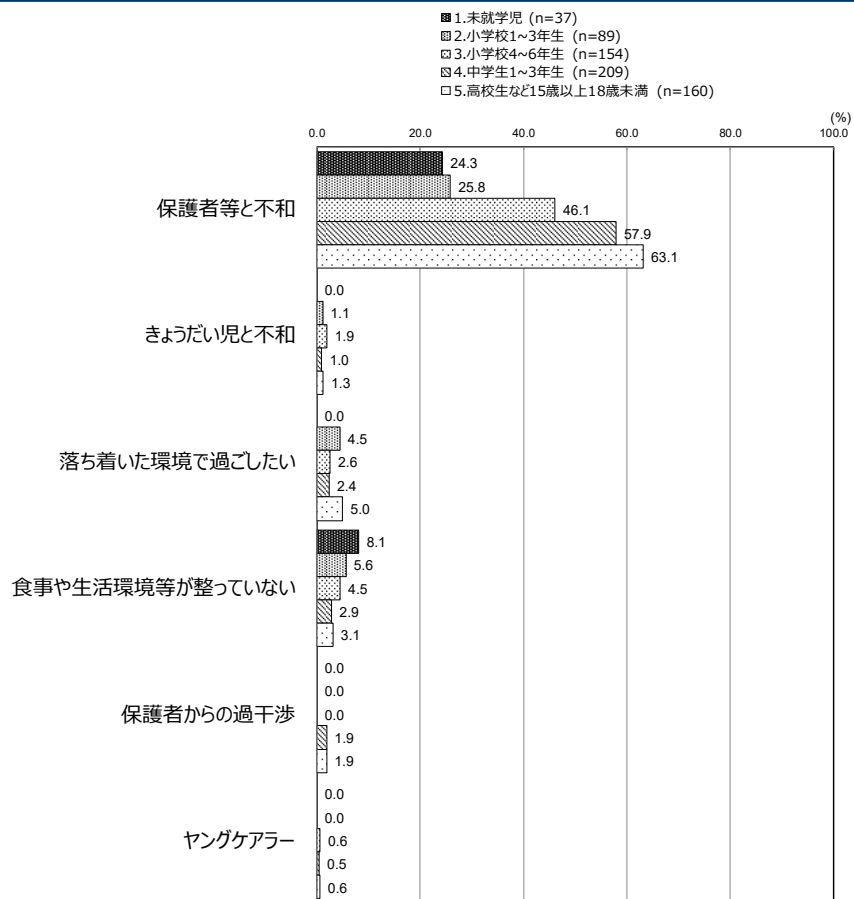
- 最も多い理由としても、年代が上がるにつれ「保護者等との不和」が高まる傾向で小学校高学年で5割弱、中学生以上で6割前後。
- 一方、虐待は年代が上がるほど低くなる傾向で、未就学児、小学校低学年において「身体的虐待の恐れ」は3割強で最も高くなった。

Q7.こどもが利用相談を行う理由として、こどもから相談の受けた時点で最も多いものをお答えください。（こどもの年次別に1つお答えください）

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください。【複数回答】

※こどもが言っていないものの、貴自治体にて推測した理由も含めご回答ください。

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください。



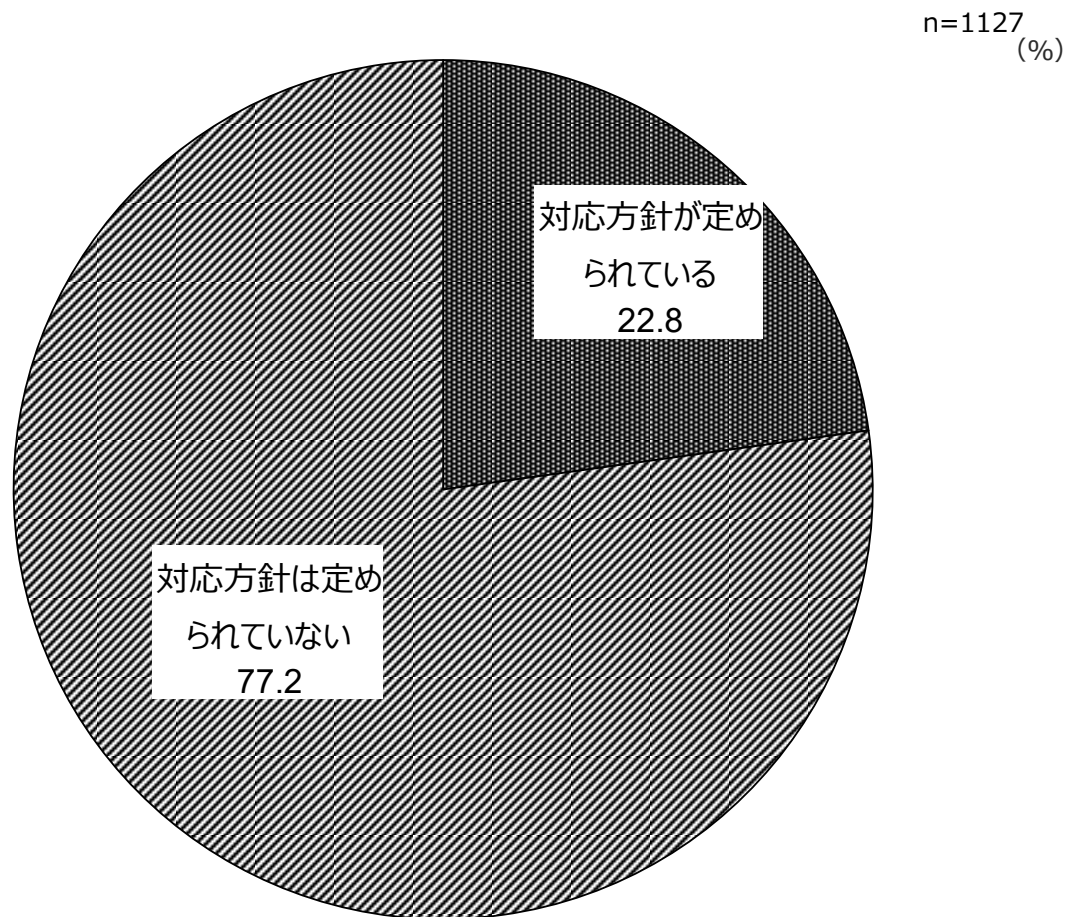
出所：株式会社日本総合研究所作成

4. こどもからの利用相談への対応方針、対応状況

4.1 自治体 対応方針（全体）

- 「対応方針が定められている」との回答が2割強。

Q8.子どもから利用相談があった際の対応方針について、貴自治体にて定めているかお答えください。（文書等に定めていない場合も含む。）【単一回答】

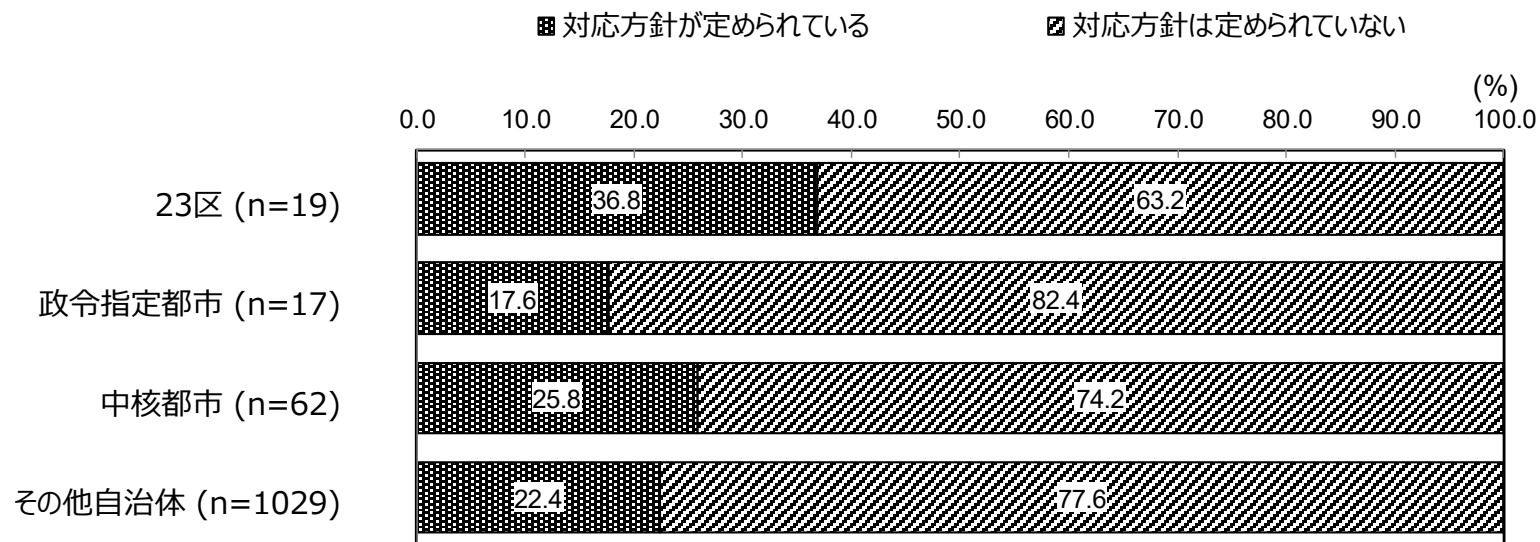


出所：株式会社日本総合研究所作成

4.1 自治体 対応方針（人口規模別）

- 23区で、「対応方針が定められている」が4割弱と高い傾向。

Q8.子どもから利用相談があった際の対応方針について、貴自治体にて定めているかお答えください。（文書等に定めていない場合も含む。）【単一回答】

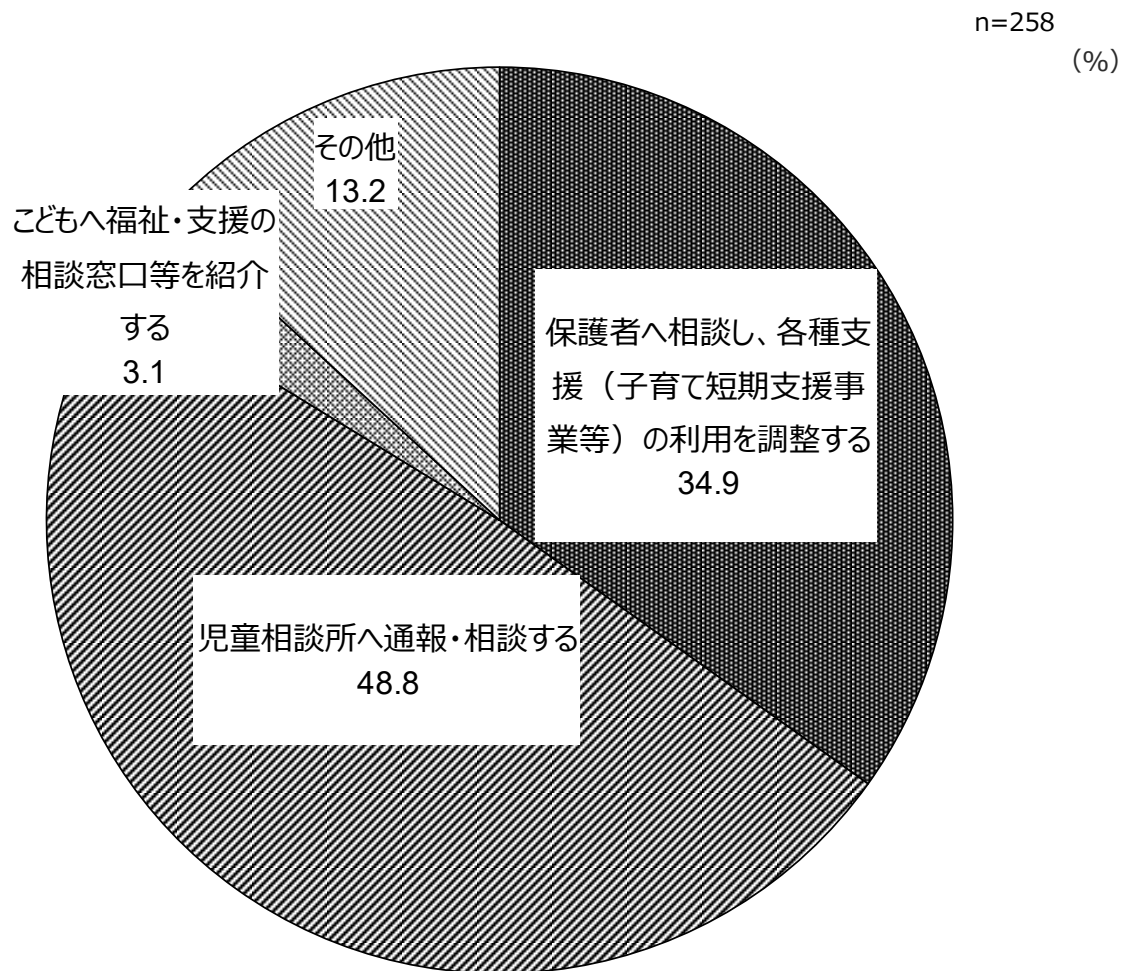


※2.0%未満は値表示なし
出所：株式会社日本総合研究所作成

4.2 自治体 定めている内容（全体）

- こどもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容としては、「児童相談所へ通報・相談する」が最も多く5割弱、続いて「保護者へ相談し、各種支援の利用を調整する」となった。

Q9.こどもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容について、主に該当するものをお答えください。【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.2 自治体 定めている内容（全体）

- ・「その他」の内容としては、状況に応じての判断、子どもからの聞き取りによって判断、が多い傾向がうかがえる。

Q9.子どもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容について、主に該当するものをお答えください。【単一回答】

その他の主な内容

【子どもの理由・相談内容によって判断】

- ・ 子どもに利用理由を確認し、理由内容によって対応を検討する。
- ・ 子どもから話を聞き、状況に応じ関係機関へつなぐ
- ・ 子どもと面談の上、決定する（2）
- ・ 相談内容により対応が異なる
- ・ まずは子どもの声を受けとめる
- ・ 本人からの聞き取りを踏まえ、選択肢1、2を検討する（2）
- ・ 子どもからの相談の聞き取りを踏まえ、内部で支援方針を検討する
- ・ 相談者の年齢、内容により相談対応を検討、決定する
- ・ 子どもの気持ち、状況聞き取りを行う。保護者からも状況を聞き取りした上で対応検討を行う。
- ・ 子どもが一時的に家庭から離れたいと申し出ても、施設を希望しない場合もある。その際は子どもが安心して生活できる親族宅等と調整する。

【状況によって判断】

- ・ 状況に応じて子育て短期支援事業を活用するか、児童相談所へ通告を行う。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を招集して関係機関で協議することを基本とするが、緊急性がある場合は、要対協事務局で協議し、児童相談所へ通報・相談する。
- ・ 家庭状況等の背景を総合的に踏まえた上で対応を検討している。
- ・ その事案によって、各々異なった対応を判断する。
- ・ 児童面接のうえ、保護者へ介入し、必要な対応を図る。（保護者の問題行動や不適切な関わり方がある場合は、助言や指導を行う。また、親子間の関係の修復に努める。その中で子育て短期入所等で親子の分離が必要であれば、子育て短期入所支援事業を活用するなどするが、単に不仲や関係性の悪化だけで親子分離するといった対処療法としての活用は現状していない。
- ・ 相談内容によって、保護者に連絡し、各種サービス等につなげる。
- ・ 相談内容に応じて、保護者や関係機関への連絡、児童相談所への通告・相談等を並行して行う。
- ・ 対象世帯が児童相談所の受理ケースの場合は児童相談所へ連絡し、そうではない場合

は子ども家庭センターの職員が対応する。

- ・ 子どもの相談窓口として対応するため、ケースにより子育て短期支援事業か児童相談所へ相談するかを判断する。

【関係機関から情報収集】

- ・ 関係機関から情報収集
- ・ 【子ども家庭支援課】子どもや関係機関から聞き取りを行い、緊急度を判断する。【子育て応援課】子ども家庭支援課に同行し引き継ぐ（虐待・養育困難疑い事案として）

【緊急性】

- ・ 緊急性を含め、フローチャートなどに沿って対応
- ・ 子ども自ら家庭から離れたいと相談があった場合には、その背景には虐待を含め、深刻な要因が存在し、単にショートステイの利用によつての支援は困難な場合が多い。
- ・ 子どもとの面接、関係機関への調査を行い、虐待があった際には緊急受理会議をしたうえで、子どもにとって最善の対応を検討する。

【選択肢内で複数該当】

- ・ 保護者の同意が得られない場合を考え、1. と2. の選択しを並行して行う。
- ・ まずは1. の対応をするが、内容により2. の対応となることもある
- ・ 児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらのケースに該当するかをアセスメントし、1～3のような適当な方法をとる。
- ・ 子育て短期支援事業が当てはまる場合は1. 虐待状況があり家庭から離れる必要ありと判断する場合は2. 。
- ・ 1.または2
- ・ 保護者への相談可否について子どもに確認。可であれば1による対応を、否であれば2の対応を検討する。

【その他】

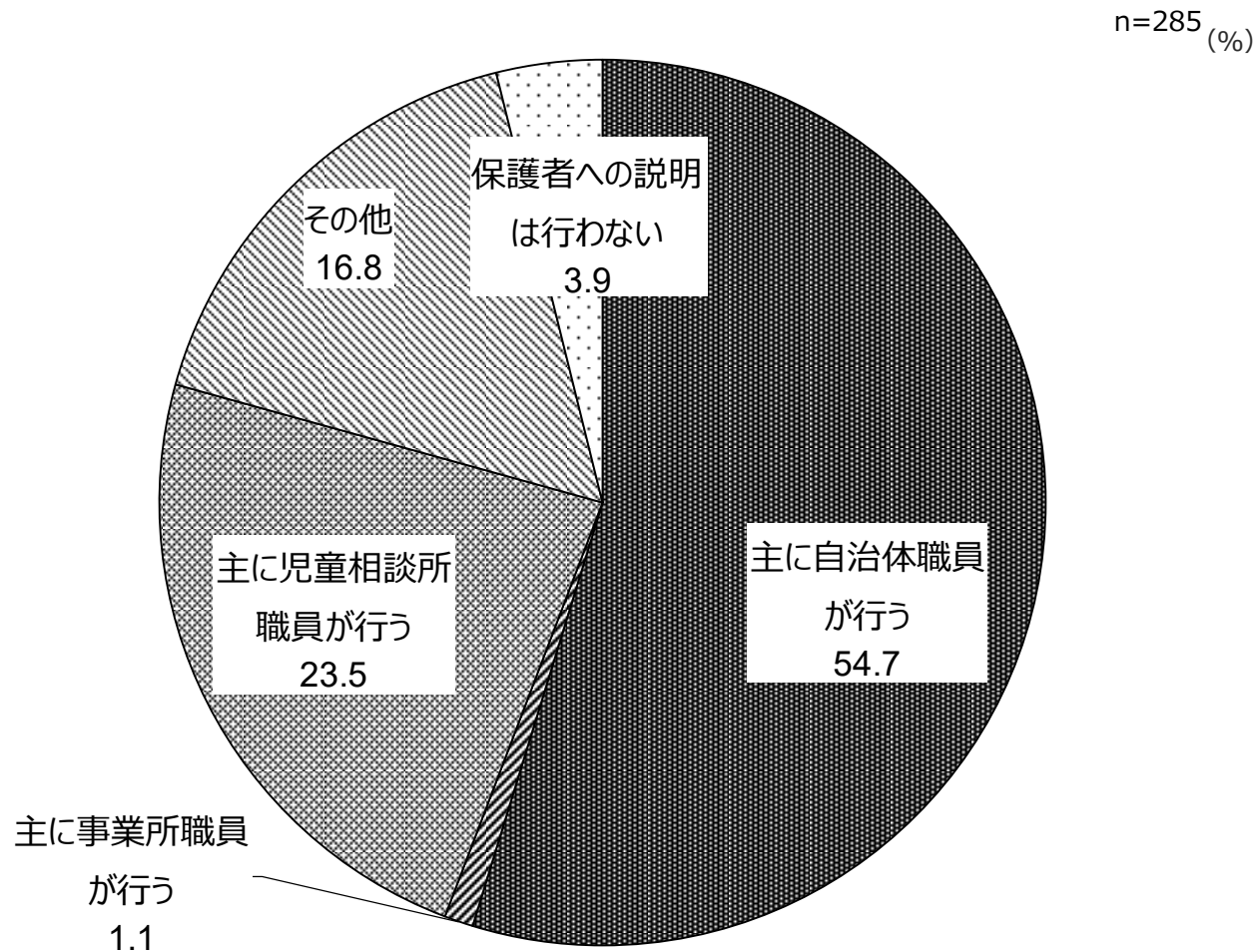
- ・ 子どもに関する総合窓口として、相談受付から支援の実施まで一貫して対応。
- ・ 子どもからの相談を受ける窓口と、利用相談を受ける窓口が同一であるため、双方を同時進行する。
- ・ 同組織の中に子ども家庭センターを設置しているため、組織内で協議のうえ対応方針を決定する。
- ・ 丁寧な聴き取り、調査、アセスメントをし個別の対応

4.3 自治体 保護者への説明①（全体）

- 子どもから利用相談があった際、保護者への利用相談があったことの説明・報告は、「主に自治体職員が行う」が最も高く過半数を超えている。次いで「主に児童相談所職員が行う」が2割強。

Q10.子どもから利用相談があった際に、保護者への説明をどのように対応しているかお答えください。

①利用相談があったことの説明・報告【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.3 自治体 保護者への説明①（全体）

- ・「その他」の内容としては、ケース・状況により判断、が多い傾向がうかがえる。

Q10.子どもから利用相談があった際に、保護者への説明をどのように対応しているかお答えください。

①利用相談があったことの説明・報告【単一回答】

その他の主な内容

【ケース・状況により判断】

- ・ ケースによって対応は違う（4）
- ・ 状況により検討する（4）
- ・ ケースバイケースで決まっていない（2）
- ・ ケースバイケース。児相がかかわったケースは主に児相職員が説明することが多く、町もしくは学校等で協議して、保護者対応について役割分担している。
- ・ 虐待の有無や障がいの有無等児や家庭の状況に応じて対応職員を検討する
- ・ 緊急性、重要度を見極めてケースバイケースにて対応
- ・ 事例による
- ・ 状況に応じて児童相談所に通告するため、児童相談所の職員が行っていることになると考えられる
- ・ 相談経路による
- ・ 虐待対応となる。支援方針により説明者が変わる。
- ・ 子どもから利用相談を受けた機関が対応
- ・ 児童相談所と対応を協議。
- ・ 同組織の中に子ども家庭センターを設置しているため、組織内で協議のうえ対応を決定する。
- ・ 保護者へ伝えることの可否や方法を子どもと話をして決める。
- ・ 利用希望に至った理由を聴取し、利用も選択肢とした、より良い家族支援について、本人・保護者と相談を行う。
- ・ 子ども、保護者それぞれの意見を確認後、子ども、保護者、担当課とともに利用について話し合っている。
- ・ 児相に相談後に決定する。
- ・ 子どもから一時的に家庭から離れたいと相談があった場合、児童相談所を紹介し、本人が同意すれば送致する。
- ・ 児童面接等を踏まえて対応を検討する
- ・ 1.2.3のうち適切な方法を検討し対応
- ・ 対応方針により1～3

【自治体・児童相談所・学校】

- ・ 利用相談の内容に基づき自治体職員と児童相談所職員が同行で説明
- ・ 臨機応変に、自治体職員もしくは児童相談所職員が説明している
- ・ 子ども家庭相談課もしくは児童相談所
- ・ 一時保護となる場合は、児童相談所職員が行う
- ・ 児童相談所と協議し、児童相談所または児童相談所と町職員と一緒に説明する。
- ・ 主に自治体職員が行い、保護者が説明に応じない時には児童相談所に相談
- ・ 方針によって自治体職員または児童相談所職員が対応
- ・ 市の指定管理で運営している子ども家庭支援センター職員
- ・ 直営子ども家庭センターの担当ケースワーカーが行う。
- ・ 学校職員が行う
- ・ ケースによって自治体職員もしくは児童相談所職員が行う。

【決まっていない・実施していない】

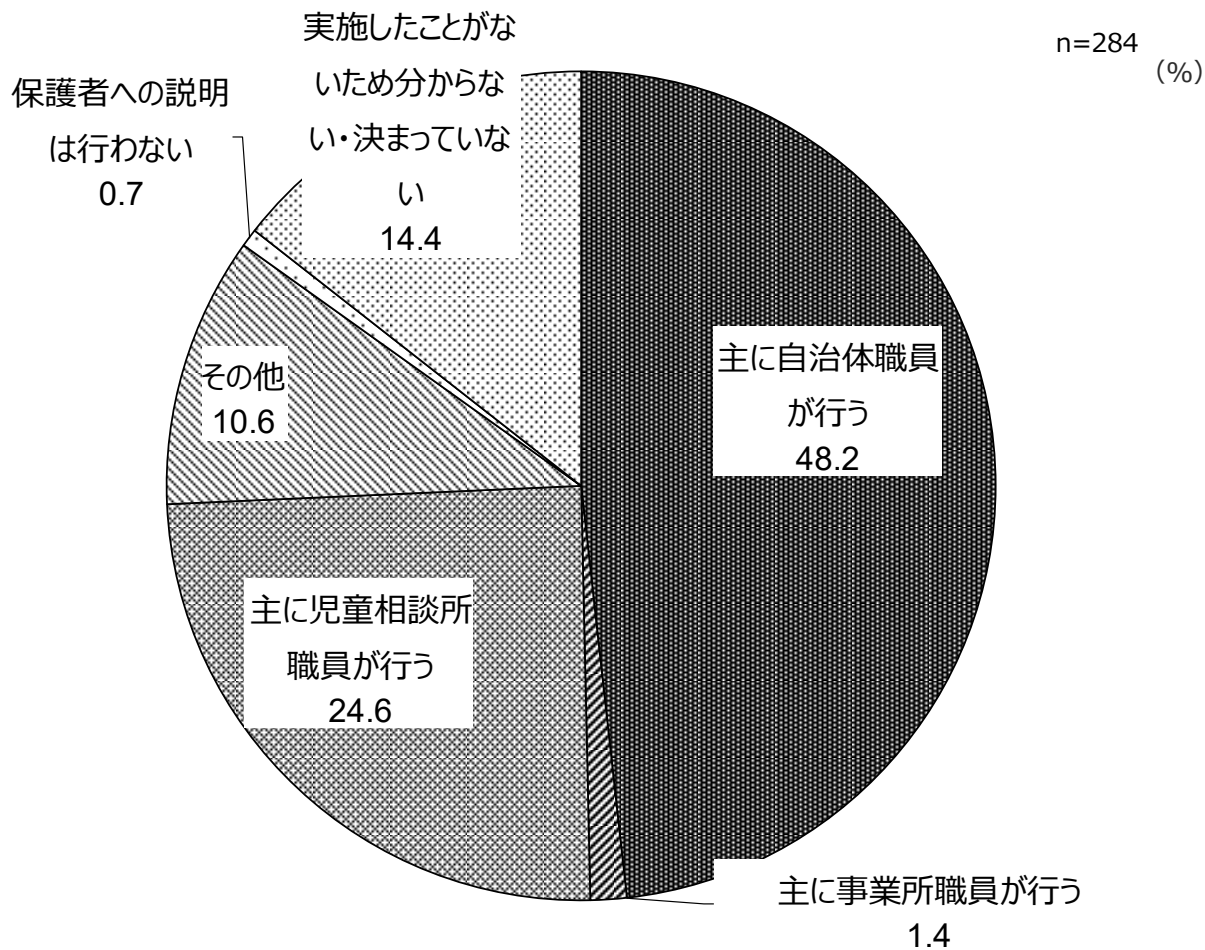
- ・ 実施したことがないため、決まっていない。（2）
- ・ 相談のみで利用に繋がったケースがないため、対応方針は定まっていない。
- ・ 対応方針は定められていない。
- ・ 相談はあったが実施していない
- ・ 匿名での相談のため、相談者が特定できないためできない。
- ・ 利用希望があったが対象施設の空きがなく、児童へ伝えるも保護者へは説明せず。
- ・ 児童虐待の疑いがある場合は、自治体から児童相談所に相談・通告するため、自治体職員が保護者に説明することはない。
- ・ 虐待対応としており、子育て短期支援事業の利用相談として扱っていない

出所：株式会社日本総合研究所作成

4.3 自治体 保護者への説明②（全体）

- こどもから利用相談があった際、保護者への支援を行う場合の説明・報告は、「主に自治体職員が行う」が最も高く5割弱。次いで「主に児童相談所職員が行う」が2割強。

Q10.こどもから利用相談があった際に、保護者への説明をどのように対応しているかお答えください。
②利用相談を踏まえて支援を行う場合の説明・報告【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.3 自治体 保護者への説明③（全体）

- ・「その他」の内容としては、ケース・状況により判断、ケースごとに担当が異なる、という回答が多い傾向。

Q10.こどもから利用相談があった際に、保護者への説明をどのように対応しているかお答えください。

③利用相談を踏まえて支援を行った後の説明・報告（アフターフォロー、今後の支援など）【単一回答】

その他の主な内容

【ケース・状況により判断】

- ・ ケースによって対応は違う（3）
- ・ ケースバイケースで決まっていないが、必要な場合は子への対応をしている職員が対応する
- ・ ケースバイケースで方針決定
- ・ 支援方針により説明者が変わる。
- ・ 主体的に支援するものが保護者にする
- ・ 上記回答と同様（ケースバイケース。児相がかかわったケースは主に児相職員が説明することが多く、町もしくは学校等で協議して、保護者対応について役割分担している。）
- ・ 状況により検討する（2）
- ・ 児童面接等を踏まえて対応を検討する
- ・ 1.2.3のうち適切な方法を検討し対応
- ・ 対応方針により1～3

【自治体・児童相談所】

- ・ ケースによって自治体職員もしくは児童相談所職員が行う。
- ・ こども家庭相談課もしくは児童相談所
- ・ 一時保護解除後の場合は、児童相談所職員と自治体職員が共同して行う
- ・ 市の指定管理で運営している子ども家庭支援センター職員
- ・ 児童相談所と協議し、児童相談所、町のいずれか、または一緒に行う。
- ・ 自治体職員・事業所職員が行う。必要に応じて児童相談所職員も行う。
- ・ 直営こども家庭センターの担当ケースワーカーが行う。
- ・ 臨機応変に、自治体職員もしくは児童相談所職員が説明している

【他と協議・相談】

- ・ 同組織の中にこども家庭センターを設置しているため、組織内で協議のうえ対応を決定する。

- ・ 児相と市で協議し決定する
- ・ 児相に相談後決定する。

【決まっていない・実施していない】

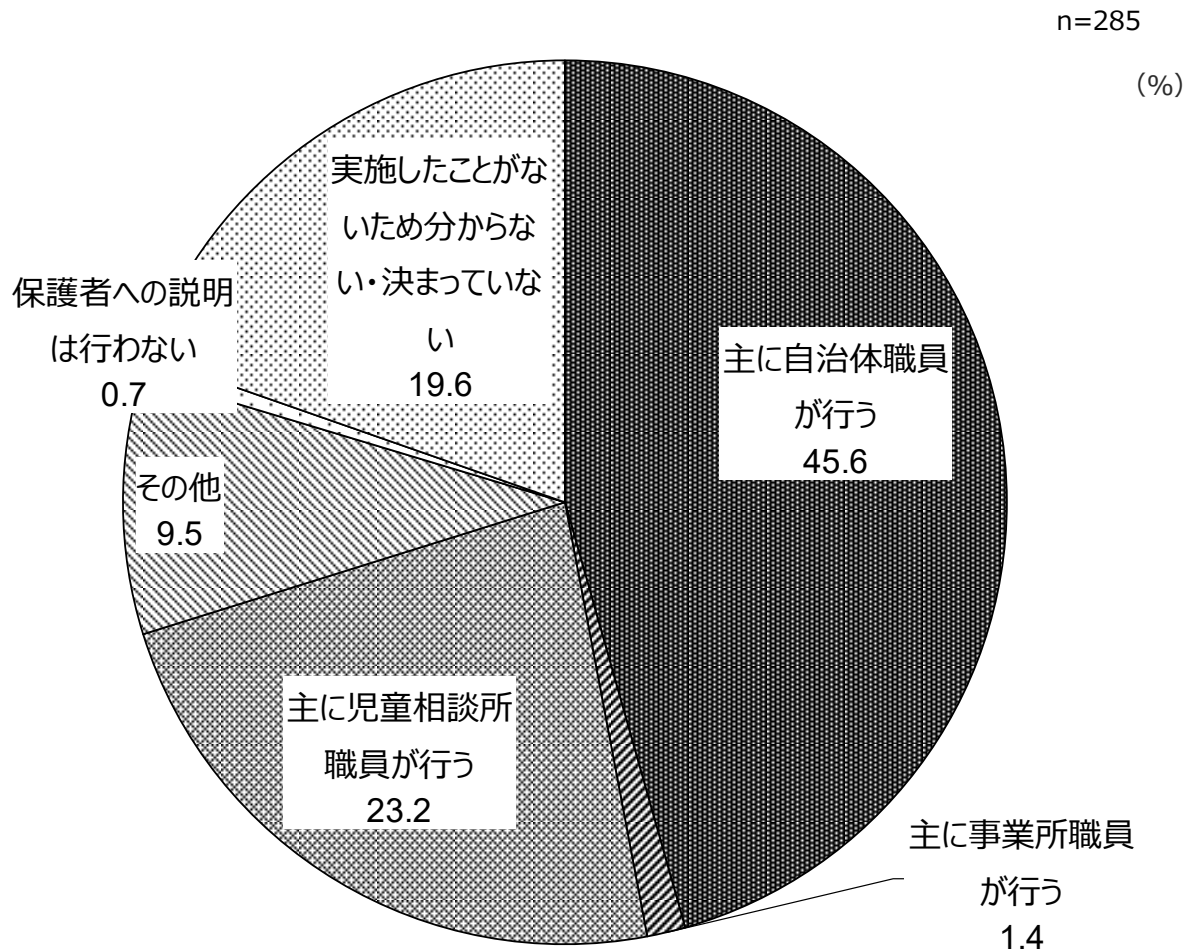
- ・ 対応方針は定められていない。
- ・ 入所希望児童支援を実施していないため、利用相談を踏まえた支援を行っていない。
- ・ 相談があった翌日キャンセルあり。利用について検討せず。

4.3 自治体 保護者への説明③（全体）

- こどもから利用相談があった際、保護者への支援を行った後の説明・報告は、「主に自治体職員が行う」が最も高く5割弱。次いで「主に児童相談所職員が行う」が2割強、「実施したことがないため分からない・決まっていない」が約2割となった。

Q10.こどもから利用相談があった際に、保護者への説明をどのように対応しているかお答えください。

③利用相談を踏まえて支援を行った後の説明・報告（アフターフォロー、今後の支援など）【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.4 自治体 支援後の対応（全体）

- 「その他」の内容としては、児童相談所との連携等が多いほか、子ども家庭支援センターや自治体職員が継続的に支援、という回答もあった。

Q11.こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として、行っているものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

その他の主な内容

【児童相談所と連携】

- こどもから希望を聞きながら、保護を希望する場合は児相への通告をする。また、今すぐには決められないなどと悩む場合は、定期面談にて意向を確認している。
- こども自らが一時的に家庭から離れたいと希望があった場合は児童相談所へつないでいるため、対応の経験がない
- 児童相談所が対応しているため、町では把握していない。
- 児童相談所に連絡して一緒に対応している
- 児童相談所へ送致
- 状況によって自治体や児童相談所職員が支援を行う。

【ケース・状況により判断】

- ケースにより異なる
- ケースバイケースで方針決定
- 今回は福祉サービスを紹介したが、ケースによって検討する。
- 状況により検討する
- 相談経過による
- 児童面接等を踏まえて対応を検討する
- 1.または2
- 子ども本人の意見を聴取した上で方針を検討し決定する

【決まっていない・実施していない】

- 相談のみで利用に繋がっていないため、対応方法は定まっていない。
- 対応方針は定められていない。
- 利用希望があったが、希望施設の空きがなかったため児童へ伝えるも保護者説明を実施せず。
- 実績はまだないが、今後あった場合は、1を行う予定。
- 実施には至らなかったが、相談・支援につながるよう面談等の働きかけをした。

【その他】

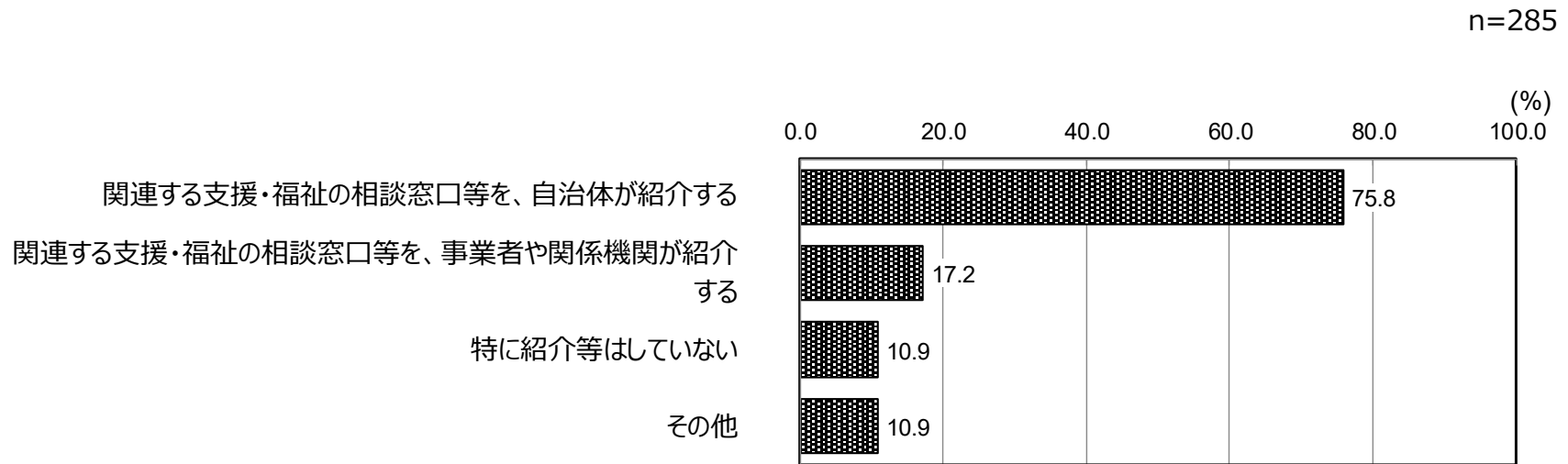
- 市の指定管理で運営している子ども家庭支援センター職員が継続的に支援している。
- 自治体職員がその後の定期的な相談を継続して行っている。
- 相談のあった児童の保護者へ本事業の利用を勧めサービスの利用に至った。
- 同組織の中にこども家庭センターを設置しているため組織内で協議のうえ対応を決定する。
- こどもの経過フォロー、保護者と経過観察などの対応を行う。
- 継続支援が必要か判断し、紹介以外の対応も多い

出所：株式会社日本総合研究所作成

4.4 自治体 支援後の対応（全体）

- こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として行っているものとしては、「関連する支援・福祉の相談窓口等を、自治体が紹介する」が突出しており、8割弱であった。

Q11.こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として、行っているものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.4 自治体 支援後の対応（全体）

- 「その他」の内容としては、児童相談所との連携等が多いほか、子ども家庭支援センターや自治体職員が継続的に支援、という回答もあった。

Q11.こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として、行っているものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

その他の主な内容

【児童相談所と連携】

- こどもから希望を聞きながら、保護を希望する場合は児相への通告をする。また、今すぐには決められないなどと悩む場合は、定期面談にて意向を確認している。
- こども自らが一時的に家庭から離れたいと希望があった場合は児童相談所へつないでいるため、対応の経験がない
- 児童相談所が対応しているため、町では把握していない。
- 児童相談所に連絡して一緒に対応をしている
- 児童相談所へ送致
- 状況によって自治体や児童相談所職員が支援を行う。

【ケース・状況により判断】

- ケースにより異なる
- ケースバイケースで方針決定
- 今回は福祉サービスを紹介したが、ケースによって検討する。
- 状況により検討する
- 相談経過による
- 1.または2
- 子ども本人の意見を聴取した上で方針を検討し決定する

【決まっていない・実施していない】

- 相談のみで利用に繋がっていないため、対応方法は定まっていない。
- 対応方針は定められていない。
- 利用希望があったが、希望施設の空きがなかったため児童へ伝えるも保護者説明を実施せず。
- 実績はまだないが、今後あった場合は、1を行う予定。
- 実施には至らなかったが、相談・支援につながるよう面談等の働きかけをした。

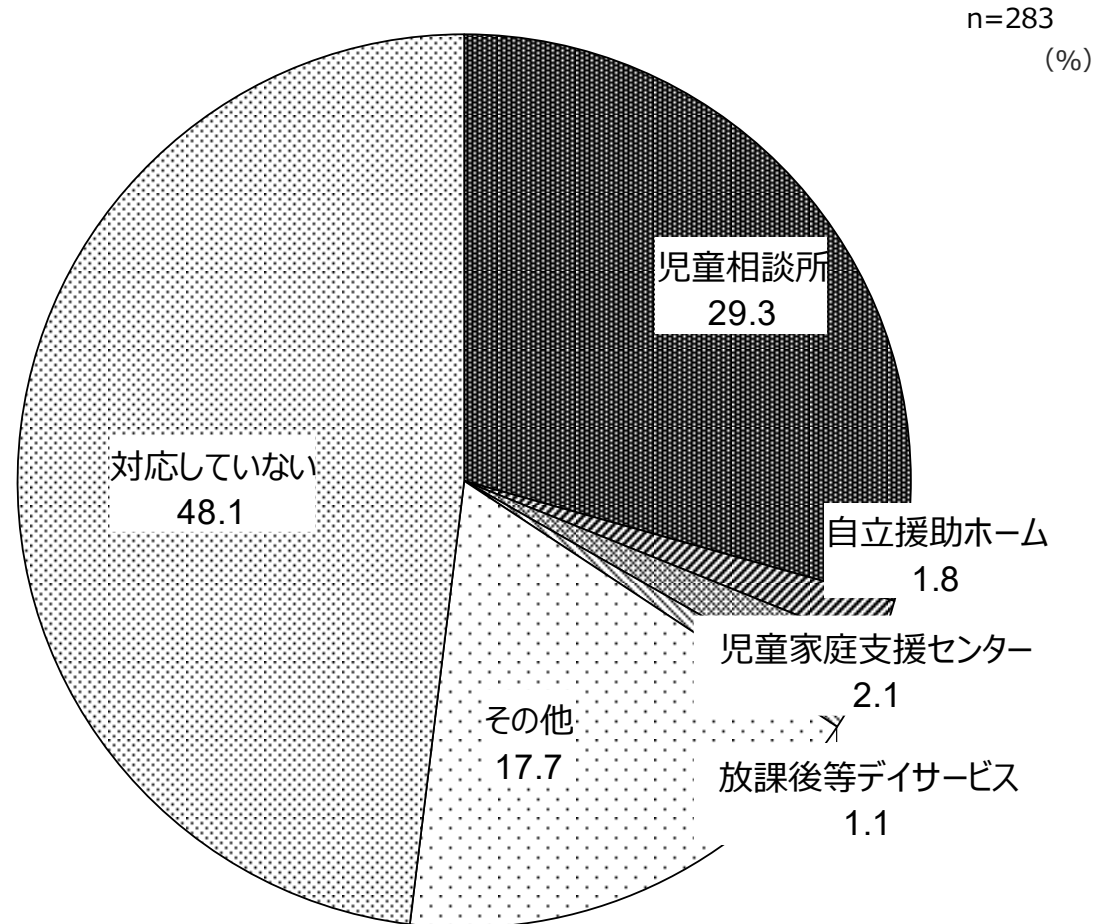
【その他】

- 市の指定管理で運営している子ども家庭支援センター職員が継続的に支援している。
- 自治体職員がその後の定期的な相談を継続して行っている。
- 相談のあった児童の保護者へ本事業の利用を勧めサービスの利用に至った。
- 同組織の中に子ども家庭センターを設置しているため組織内で協議のうえ対応を決定する。
- こどもの経過フォロー、保護者と経過観察などの対応を行う。
- 継続支援が必要か判断し、紹介以外の対応も多い

4.5 自治体 繋げた支援（全体）

- 子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋げたことがある場合の繋げた支援先としては、「児童相談所」が最も多い。
- 「対応していない」との回答も5割弱。

Q12.こどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋げたことがある場合、繋げた支援（施設）について該当するもののうち最も多いものをお答えください。【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.5 自治体 繋げた支援（全体）

- ・「その他」の内容としては、他支援事業の利用や紹介等が挙がっている。

Q12.こどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋げたことがある場合、繋げた支援（施設）について該当するもののうち最も多いものをお答えください。【単一回答】

その他の主な内容

【子育て短期支援事業の実施なし・実績なし】

- ・ 子育て短期支援事業の受け入れ実績がない（7）
- ・ 子育て短期支援事業の実施なし（3）
- ・ こどもの利用相談から子育て短期支援事業につなげたことがない。（2）
- ・ 子育て短期支援事業が未実施のため、実績なし。
- ・ 子育て短期支援事業の説明を行ったが、利用希望せず受け入れ実績なし。
- ・ 実施したことがないため分からない・決まっていない
- ・ 受け入れまでに至った事例が無い
- ・ 相談はあったが利用にはつながらなかった
- ・ 該当なし（これまでこどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れたことはありません）。
- ・ 空きがなく、受け入れられなかったため実施できていない
- ・ 利用がない。
- ・ 該当者がいない。

【子育て短期支援事業ではなく児童相談所へ】

- ・ 子育て短期支援事業では受け入れず、児童相談所へ送致した。
- ・ 相談があった場合、児童相談所に対応をお願いしているので、子育て短期支援事業での受け入れ実績はない。

【こども家庭センター・学校】

- ・ こども家庭センター（2）
- ・ 学校

【他支援事業の利用や紹介】

- ・ 自治体での子どものための心理相談など他のサービス
- ・ 自立支援ホームについて拒否したため、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業を利用した。
- ・ 実際には子育て短期支援事業は実施せず、児童育成支援拠点事業を紹介し通所した。

- ・ 日中の一時預かりなどの地域の社会資源の案内
- ・ 学習支援・居場所事業
- ・ 子育て短期支援事業は未実施のため障がい福祉サービスのショートステイ事業を勧めた
- ・ 利用時から他の支援（放課後等デイサービス、児童育成支援拠点事業など）を利用している
- ・ 施設ではなく子育て支援事業を紹介
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 生活保護担当部署、地域生活支援センター
- ・ 訪問看護
- ・ 放課後デイサービスの頻度を増やす
- ・ これまでの実績はないが、ケースの内容に応じ必要と判断した場合には別支援に繋げる

【その他】

- ・ グループホーム
- ・ ケース毎に対応している。
- ・ こどもからの利用相談の事例が極めて少ないため、最も多いという訳ではないが、施設退所後に家を出て就職につないだケースがあった
- ・ 家庭でこどもが安心して生活できるよう、父母や子どもと定期的に面談を行い支援している
- ・ 対応方針は定められていない。
- ・ 同組織の中にこども家庭センターを設置しているため、組織内で協議のうえ対応を決定する。
- ・ 本市では子育て短期支援事業を児童家庭支援センターと乳児院が行っており、継続して支援するケースが多い。
- ・ 本事業の利用により解決に至ったため、他の支援には繋げていない。
- ・ 子育て短期支援事業は改正中のため、実際の運営はしていないため子相の一時保護で対応
- ・ 設問の流れでの事例はない。
- ・ 特になし

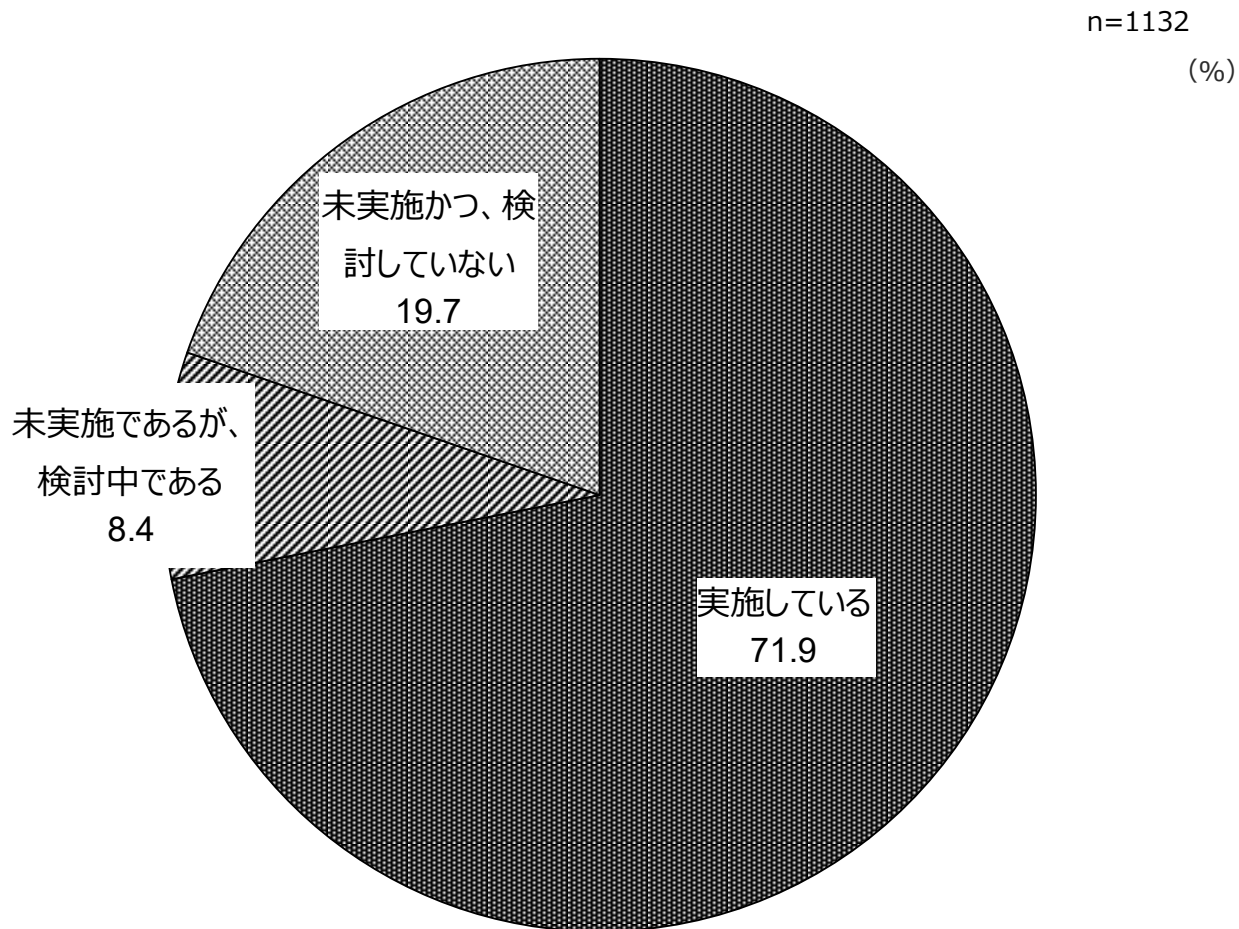
出所：株式会社日本総合研究所作成

5. 子育て短期支援事業・入所希望児童支援の状況、課題

5.1 自治体 子育て短期支援事業の実施状況（全体）

- 子育て短期支援事業について、7割強が「実施している」、1割弱が「未実施であるが、検討中である」、約2割が「未実施かつ、検討していない」と回答。

Q13. 貴自治体における子育て短期支援事業（以下、「本事業」という。）のご回答時点における実施状況を教えてください。【単一回答】

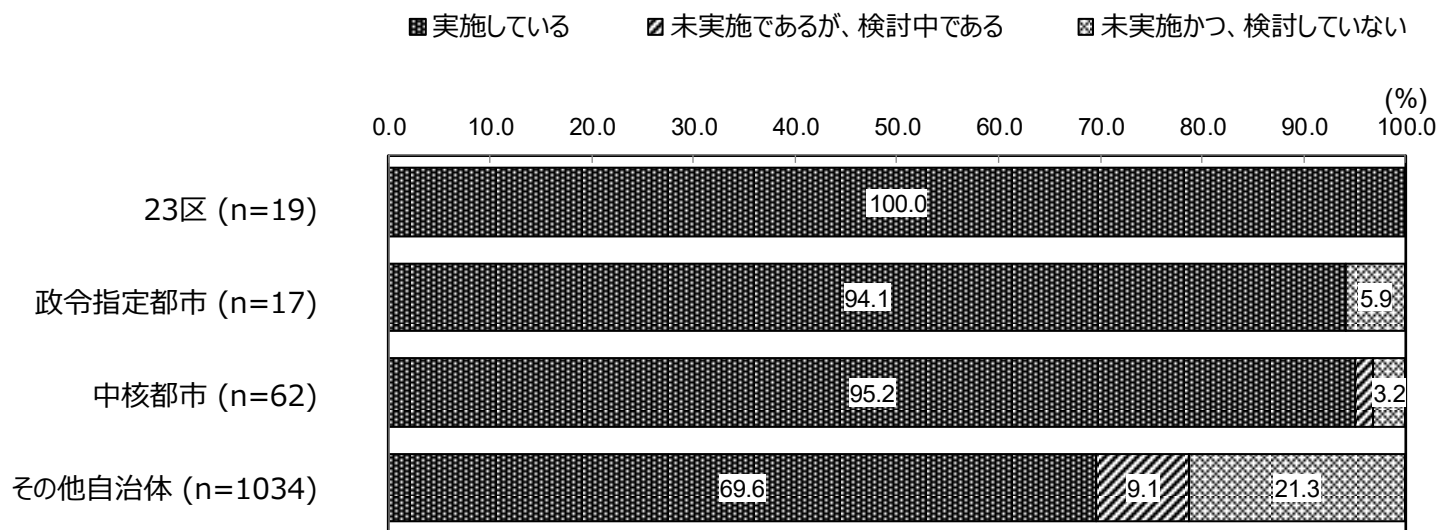


出所：株式会社日本総合研究所作成

5.1 自治体 子育て短期支援事業の実施状況（人口規模別）

- その他自治体は、「未実施かつ、検討していない」が2割強存在する。

Q13. 貴自治体における子育て短期支援事業（以下、「本事業」という。）のご回答時点における実施状況を教えてください。【単一回答】



※2.0%未満は値表示なし
出所：株式会社日本総合研究所作成

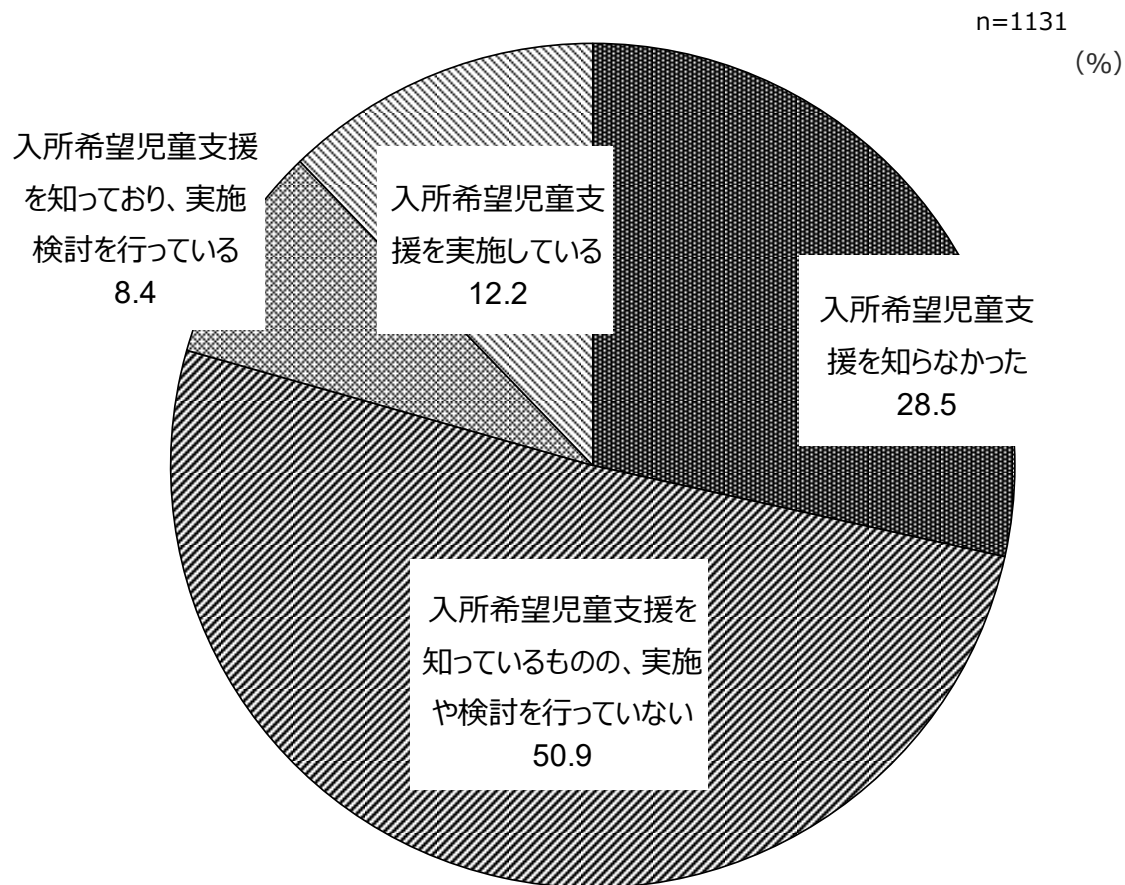
5.2 自治体 入所希望児童支援の実施状況（全体）

- 入所希望児童支援について、「入所希望児童支援を知らなかった」が3割弱、「入所希望児童支援を知っているものの、実施や検討を行っていない」が約5割、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が1割弱、「入所希望児童支援を実施している」が1割強の結果となった。

Q14. 貴自治体において令和7年度8月末時点にて入所希望児童支援（※）を実施しているかお答えください。【単一回答】

※子育て短期支援事業は令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から入所希望児童支援を拡充しています。

入所希望児童支援により、保護者の育児放棄や過干渉等により、子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、子どもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所が可能になっています。



出所：株式会社日本総合研究所作成

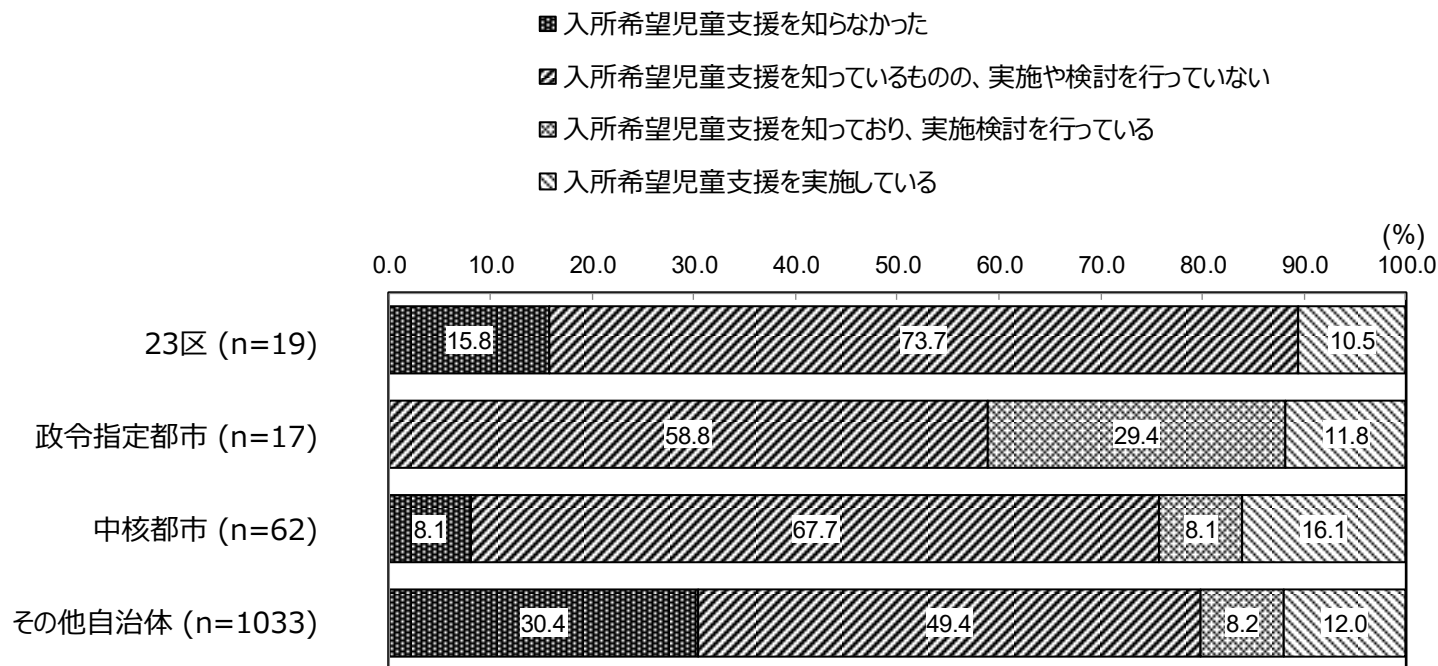
5.2 自治体 入所希望児童支援の実施状況（人口規模別）

- その他自治体は、「入所希望児童支援を知らなかった」が約3割と高い傾向。
- 「入所希望児童支援を実施している」はどの分類も1割超だが、中核都市で最も高い。政令指定都市は、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が3割弱で高い傾向がうかがえる。

Q14. 貴自治体において令和7年度8月末時点にて入所希望児童支援（※）を実施しているかお答えください。【単一回答】

※子育て短期支援事業は令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から入所希望児童支援を拡充しています。

入所希望児童支援により、保護者の育児放棄や過干渉等により、子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、子どもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所が可能になっています。

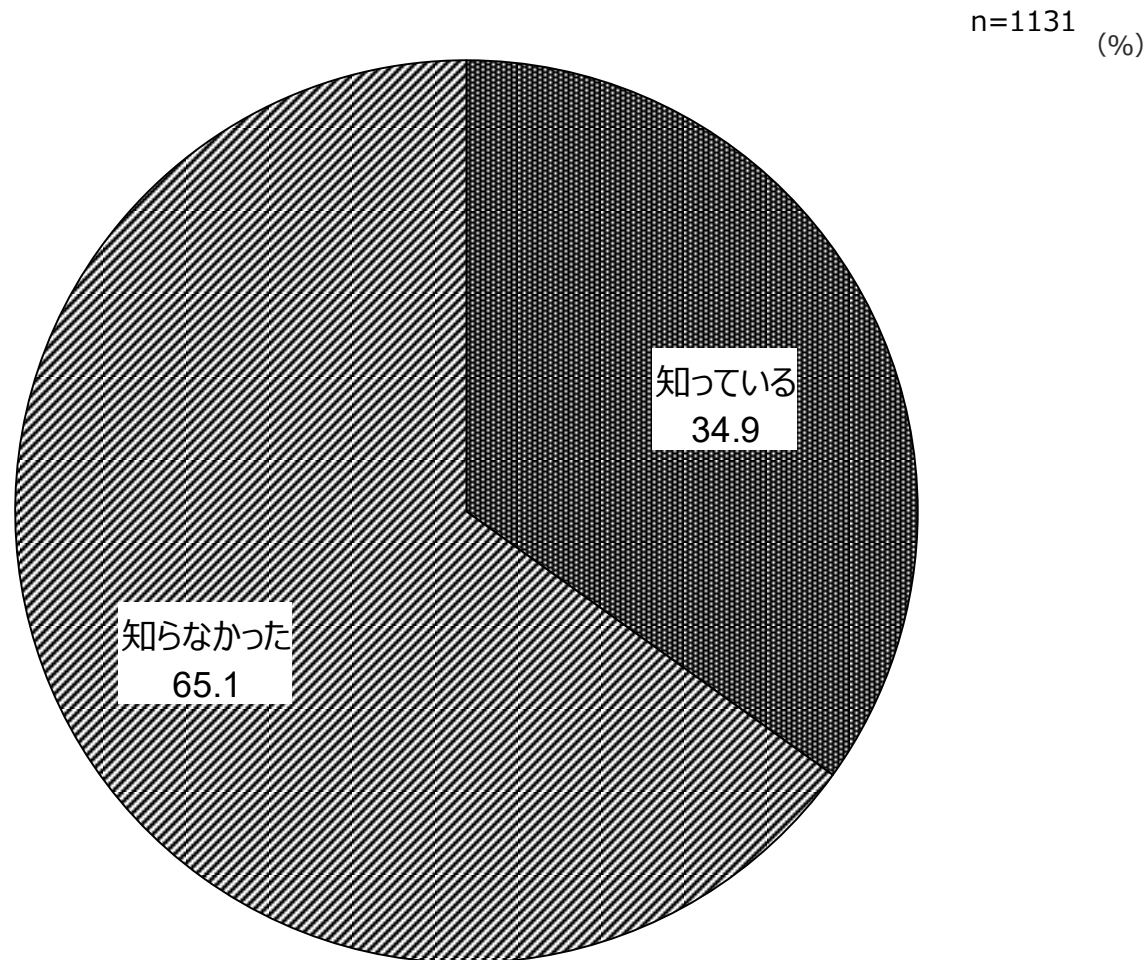


※2.0%未満は値表示なし
出所：株式会社日本総合研究所作成

5.3 自治体 加算制度の認知（全体）

- 入所希望児童支援にて希望するこどもの利用料を免除する場合に対しての加算制度があることを「知っている」との回答は3割強であった。

Q15.入所希望児童支援にて希望するこどもの利用料を免除する場合に対しての加算制度があることを把握しているかお答えください。【単一回答】

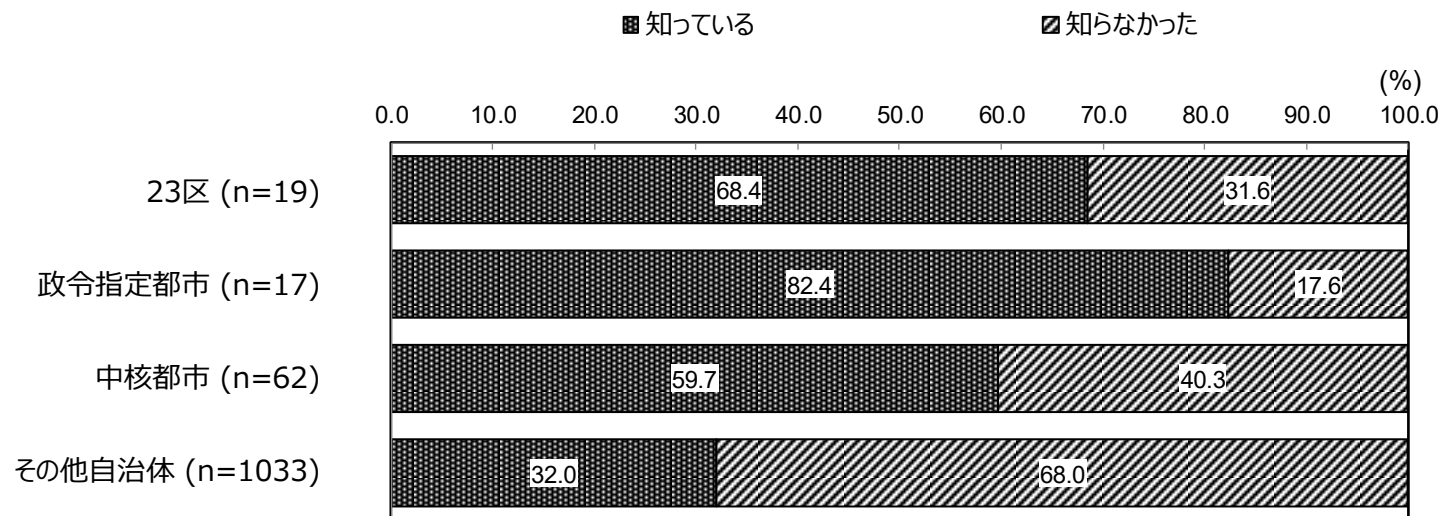


出所：株式会社日本総合研究所作成

5.3 自治体 加算制度の認知（人口規模別）

- 加算制度を「知っている」との回答は、政令指定都市、23区、中核都市の順に高く、約6割～8割強。
- その他自治体は、「知らなかった」が7割弱という現状。

Q15.入所希望児童支援にて希望することもの利用料を免除する場合に対する加算制度があることを把握しているかお答えください。【単一回答】

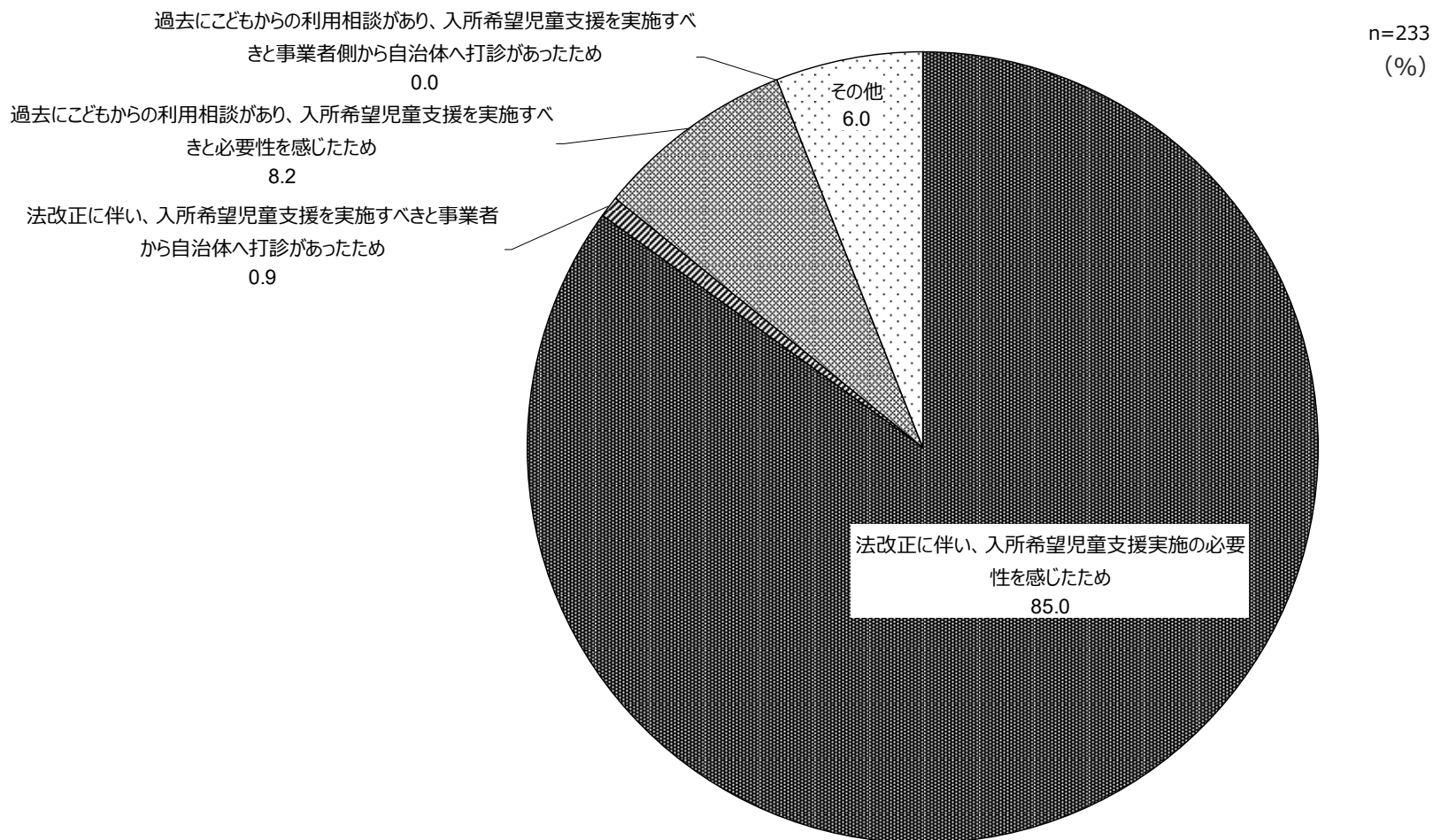


※2.0%未満は値表示なし
出所：株式会社日本総合研究所作成

5.4 自治体 実施・実施検討の経緯（全体）

- 入所希望児童支援を実施・実施の検討の経緯について、「法改正に伴い、入所希望児童支援実施の必要性を感じたため」が9割弱を占める。

Q16. 貴自治体にて入所希望児童支援を実施・実施の検討の経緯についてお答えください。【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.4 自治体 実施・実施検討の経緯（全体）

- ・「その他」の内容としては、準備中・これから検討が多い。

Q16.貴自治体にて入所希望児童支援を実施・実施の検討の経緯についてお答えください。【単一回答】

その他の主な内容

【準備中・これから検討】

- ・ 来年度実施に向け、準備中
- ・ こどもからの利用相談が無く、想定ケースはほとんど無いと思われるため、他市町等の状況を見ながら検討している。
- ・ 法改正に伴い、検討を開始する。
- ・ 法改正に伴い、相談実績はないが対応できるようになるため。

【既に実施】

- ・ 令和6年7月から子育て短期支援拠点事業を開始したため、当初から実施の体制があった。
- ・ 令和7年度からの事業実施のため当初から児童による利用を制限していない

【その他】

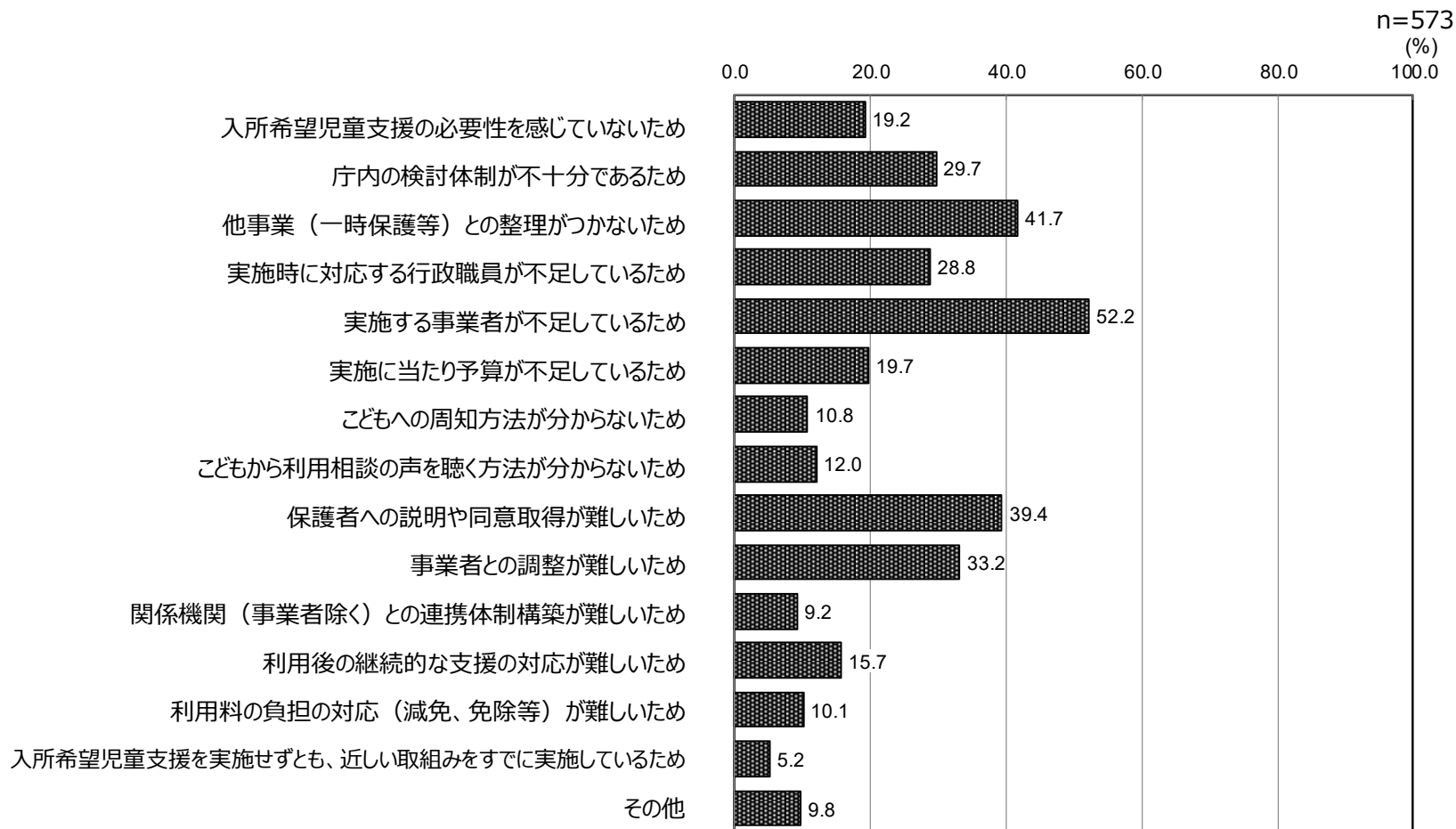
- ・ 要対協の対象者において利用した方が良いと思われる児童がいたため。
- ・ 実施について児童相談所も含め検討した結果、子どもが親から離れ入所希望した場合は、児童相談所へ繋ぐということになった。
- ・ 要保護児童世帯において、家庭での養育環境に課題があり、利用が想定されたため
- ・ 支援を行っている施設より情報共有の機会があった為
- ・ 現時点では必要性がない
- ・ 対象児童が現れた場合を考慮
- ・ 過去に入所希望はなかったが、希望があれば施設の受け入れが可能で保護者の同意が得られるのであれば、柔軟に検討することも必要だと感じているため。
- ・ 児童相談所に保護して貰えない事が増えているため

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 自治体 未実施・未検討の理由（全体）

- 入所希望児童支援を実施や検討していない理由としては、「実施する事業者が不足しているため」が5割強で最も多く、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が4割強、「保護者への説明や同意取得が難しいため」が約4割と続く。

Q17.貴自治体にて入所希望児童支援を実施や検討していない理由についてお答えください。（いくつでも）【複数回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 自治体 未実施・未検討の理由（全体）

- ・「その他」の内容としては、児童相談所や他機関と連携が多いほか、相談が少ない・ニーズ不明も多い。

Q17.貴自治体にて入所希望児童支援を実施や検討していない理由についてお答えください。（いくつでも）【複数回答】

その他の主な内容（1/2）

【入所できる施設がない】

- ・実施できる事業者が市内を含め近隣に存在しないため
- ・島内に入所できる施設がない。
- ・実施している機関がない
- ・町内に児童福祉施設がないため

【職員が少ない】

- ・専門的な知識を持った職員配置がないため
- ・職員が少ないため

【児童相談所や他機関と連携】

- ・現在入所希望児童支援の対象児童については、児童相談所と連携して対応している。
- ・児童相談所による一時保護で賄えると考えているため
- ・中核市の児童相談所設置市であり、一時保護等の運用を行っているため
- ・児童が希望した場合、虐待の可能性が高いため、まずは児童相談所に相談し、対応を求めている
- ・一時保護に関しては、児童相談所と連携している。（2）
- ・一過性のケースであれば子育て短期支援事業での受け入れでよいかと思うが、その判断が難しいため、児童相談所へ繋いでいる。
- ・子どもが利用を希望する理由には、虐待対応の必要性がある場合が大半を占めると考えられるため、児童相談所と連携しながらの対応が考えられる。
- ・児相の一時保護
- ・保護者からの相談からつながる場合が多く子からの隔離の希望が聞かれた場合は緊急度アセスメントシートに従い児相との連携により一時保護の検討をする状況となっているため
- ・一時保護の対象と考えているため
- ・児が親から離れたいが、親の同意がとれない場合で虐待状況の改善が困難な場合は、児相への協力依頼（同席面談）か送致（一時保護）等で対応しているため

- ・入所希望児童支援は実施していないが、状況に応じて関係機関等と連携した対応を行っている。
- ・他機関連携、児童相談所の一時保護との兼ね合いがあった
- ・対象ケースが少なく、別の事業等で対応可能なため
- ・緊急性がない場合、一時的な親子分離は要支援ショートステイで対応する方が効果的と思われる。緊急性がある場合は一時保護が適当。

【相談が少ない・ニーズ不明】

- ・こどもからの保護者分離や短期入所の相談の実績がないため。
- ・利用者がそもそも少ない
- ・現時点で利用希望がなく、希望を受け次第状況聞き取りの上委託事業者との調整等対応を検討することとしているため。
- ・本市においては子育て短期支援事業のニーズ自体が少なく、入所希望児童支援を検討するに至っていなかった。
- ・子どもの数が少なく、利用者数の見込みができないため。
- ・利用ニーズが不明なため。
- ・児童から希望の相談がない（4）
- ・一時保護所での保護につながっているため、現状ではショートステイを利用したいとの本人からの申し出を受けた実績がない状況です。
- ・ショートステイ、トワイライトステイ事業の利用実績自体が低い。ニーズを把握しにくい。
- ・利用相談が無い。利用相談があった場合は契約施設と協議予定。

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 自治体 未実施・未検討の理由（全体）

Q17.貴自治体にて入所希望児童支援を実施や検討していない理由についてお答えください。（いくつでも）【複数回答】

その他の主な内容（2/2）

【送迎・アクセスの問題】

- ・ 事業所が遠方であり、利用が難しいため
- ・ 児童が利用希望した際、保護者による送迎が期待できない場合の対応について検討が必要なため。
- ・ 送迎が必要になると思うが、その調整が難しい
- ・ 施設への送迎方法について解決に至っていない。
- ・ 事業所まで保護者の送迎を原則としているため。

【事業未実施】

- ・ 子育て短期支援事業は未実施のため第2期計画期間における実績がなく、現時点において実施の予定はありません。今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。
- ・ 入所希望児童支援を実施することにより変化する親子関係に関して、どのように再構築していくかに不安を感じるため実施に至っていない。
- ・ 実施について検討していない

【短期支援事業の実施】

- ・ 子育て短期支援事業の実施を優先
- ・ 保護者から同意を得た時点で、入所希望児童支援の実施ではなく、一般の子育て短期支援の申請を保護者から提出いただくため。
- ・ 子どもから、親と離れたい等の相談がなく、子どもと離れた方が良いと市の職員が判断し、親に対し短期支援事業の利用を勧めるなどを行っているため。
- ・ 児童自ら入所希望をするようなケースの場合、子育て短期支援の範疇を超えた支援が必要になると思われる。

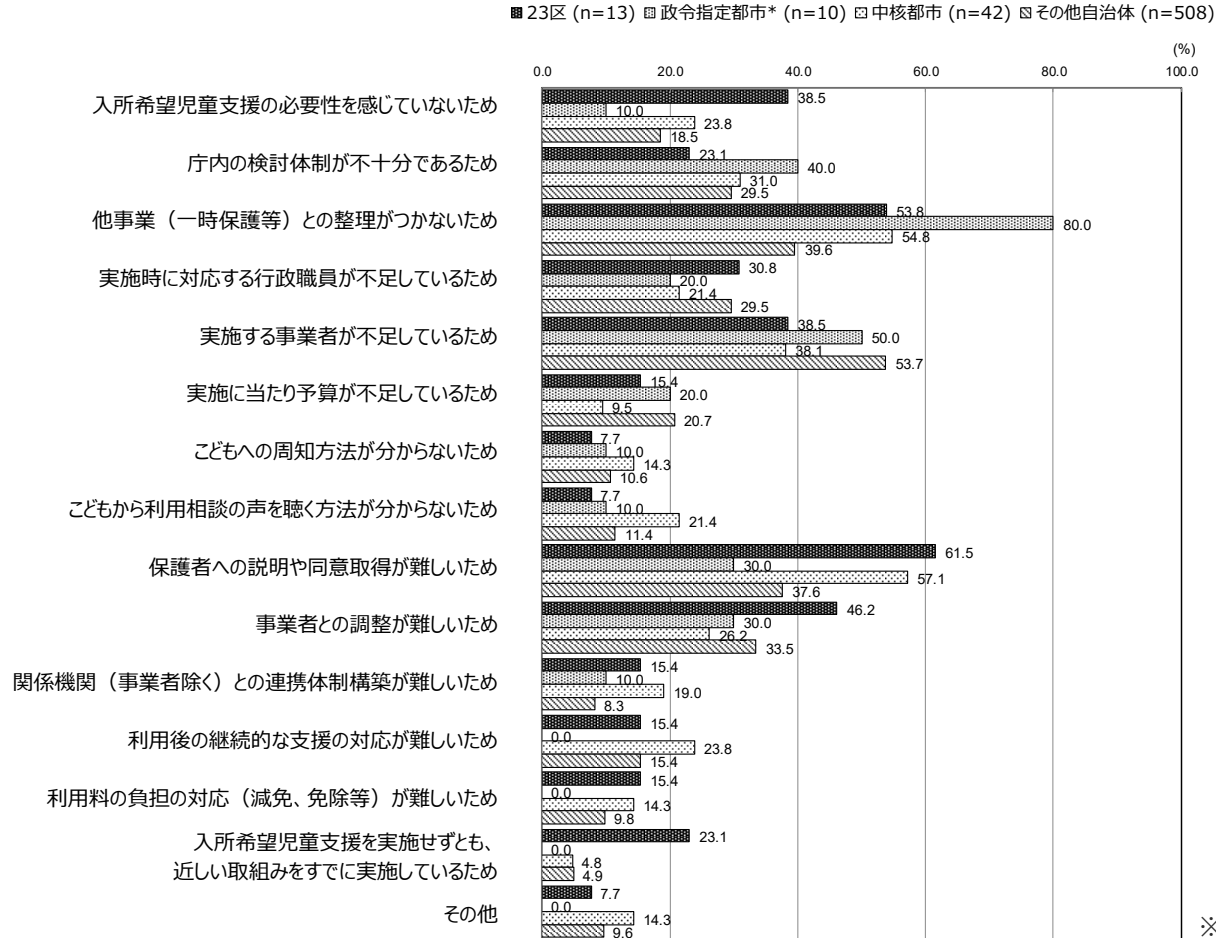
【その他】

- ・ 児童本人が直接入所を希望したわけではないが、家族からの要望により、児童のショートステイ利用につながり、結果的に児童が保護者から一時的に離れることになった、という事例はある。
- ・ 委託している事業所では、3歳以上の受入れができないため
- ・ 通常の利用で対応できるため。
- ・ 状況による対応をするため。
- ・ 児童から希望があった場合は、児童面接のうえ状況を把握し、保護者の不適切な関わり方や関係性の悪化などの課題がある場合は保護者への介入を実施し、児童への関わり方などに対して適宜助言指導等必要な対応を実施している。そのなかで親子分離が必要な場合は短期入所を図ることもあるが、単に児童の希望だけでの分離は実施していない。
- ・ 本市の現在の要綱は、保護者が何らかの理由により養育できないときの一時的な利用を想定しており、児童からの申請を想定していない。
- ・ 子から利用希望があった場合、保護者と面談し、利用の必要性を協議し、必要が認められれば、利用を促している。
- ・ 実際にどのくらいニーズがあるのか、どのような事例が対象になるのかイメージがつきにくい
- ・ こどもへの周知は行っていないが、関係機関を通じこどもの思いを把握した場合には連携し、親に働きかけ事業利用を促している。
- ・ 個々の家庭への支援を実施するなかで、こどもからの声を聞いたときには必要時、事業を利用する場合もある。

5.5 自治体 未実施・未検討の理由（人口規模別）

- 23区と中核都市は、「保護者への説明や同意取得が難しいため」「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」の順に高い。政令指定都市は、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が突出する傾向がうかがえる。その他自治体は「実施する事業者が不足しているため」が最も高い。

Q17.貴自治体にて入所希望児童支援を実施や検討していない理由についてお答えください。（いくつでも）【複数回答】



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）
出所：株式会社日本総合研究所作成

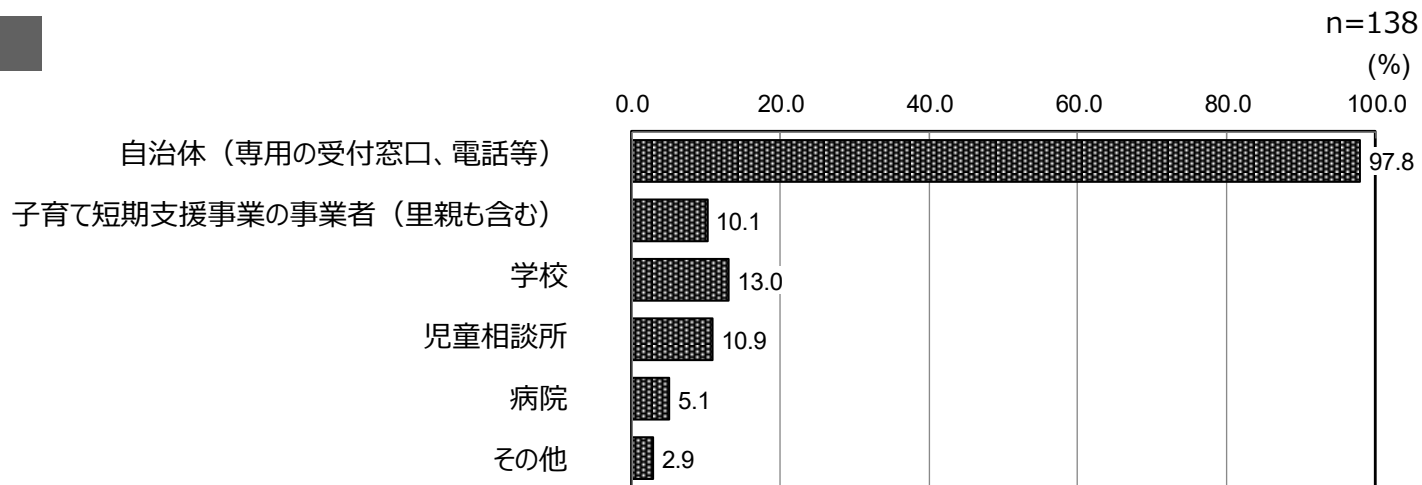
5.6 自治体 受付から利用までの流れ（全体）

- ・ 利用希望の受付は「自治体」が9割を超え、次いで「学校」「児童相談所」「子育て短期支援事業の事業者」が1割超。
- ・ 利用可否の判断は「自治体にて利用可否を判断している」が9割弱、次点が「規定の流れはなく、都度関係者等で協議し判断している」が2割弱。

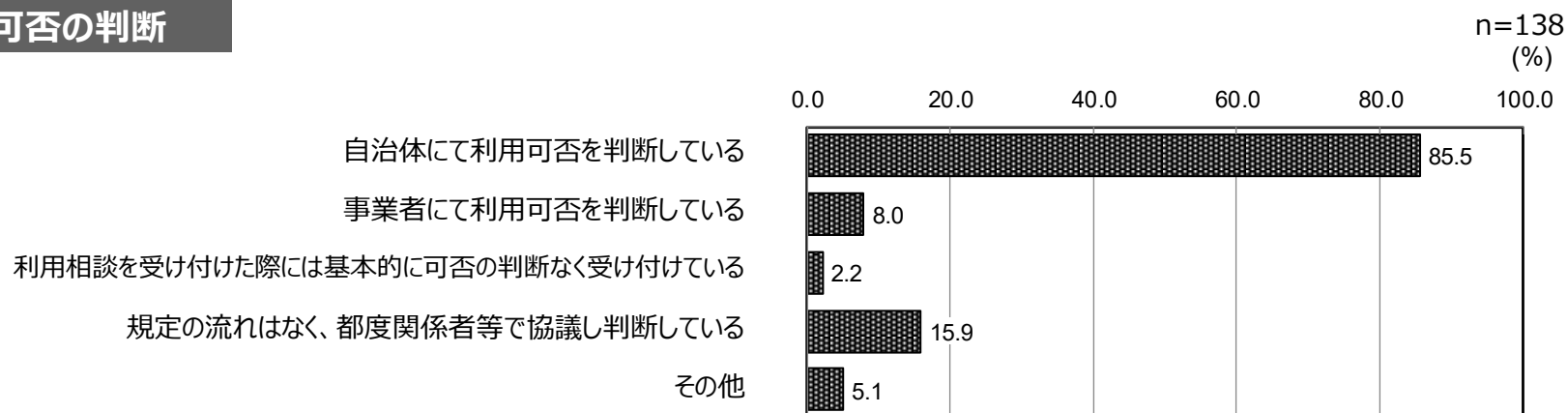
Q18.入所希望児童支援にて、こどもからの利用相談受付から利用までの流れについてお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※①、②それぞれで該当するものを全て選択ください。

① 利用希望の受付



② 利用可否の判断



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.6 自治体

受付から利用までの流れ（全体）

- ・ 利用希望の受付のその他の内容としては、こどもから利用希望を聞いた関係機関に担当課へつないでもらうようになる、など。
- ・ 利用可否の判断のその他の内容としては、利用相談があれば、利用要件を確認の上、委託契約施設に空き状況を確認し、空きがあれば、利用決定の処理を進める、などが挙げられている。

Q18.入所希望児童支援にて、こどもからの利用相談受付から利用までの流れについてお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※①、②それぞれで該当するものを全て選択ください。

①利用希望の受付

その他の主な内容

- ・ こどもから利用希望を聞いた関係機関に担当課へつないでもらうようになる
- ・ 子育て家庭ショートステイ事業として対応する場合は市が窓口
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ これまで実績なし

②利用可否の判断

その他の主な内容

- ・ 利用相談があれば、利用要件を確認の上、委託契約施設に空き状況を確認し、空きがあれば、利用決定の処理を進める。
- ・ 児童養護施設への入所希望の場合は児相が判断している。
- ・ 必ず児童相談所と協議を行うようにしている
- ・ 児童の特性、送迎体制などを確認し、委託先の施設で受け入れ可能か相談した上で利用の可否を判断している。
- ・ 状況に応じて判断する
- ・ 実際に利用希望をうけつけていない
- ・ 利用できるように要綱は作ってあるが今までに利用した子供はいない。
- ・ これまで実績なし

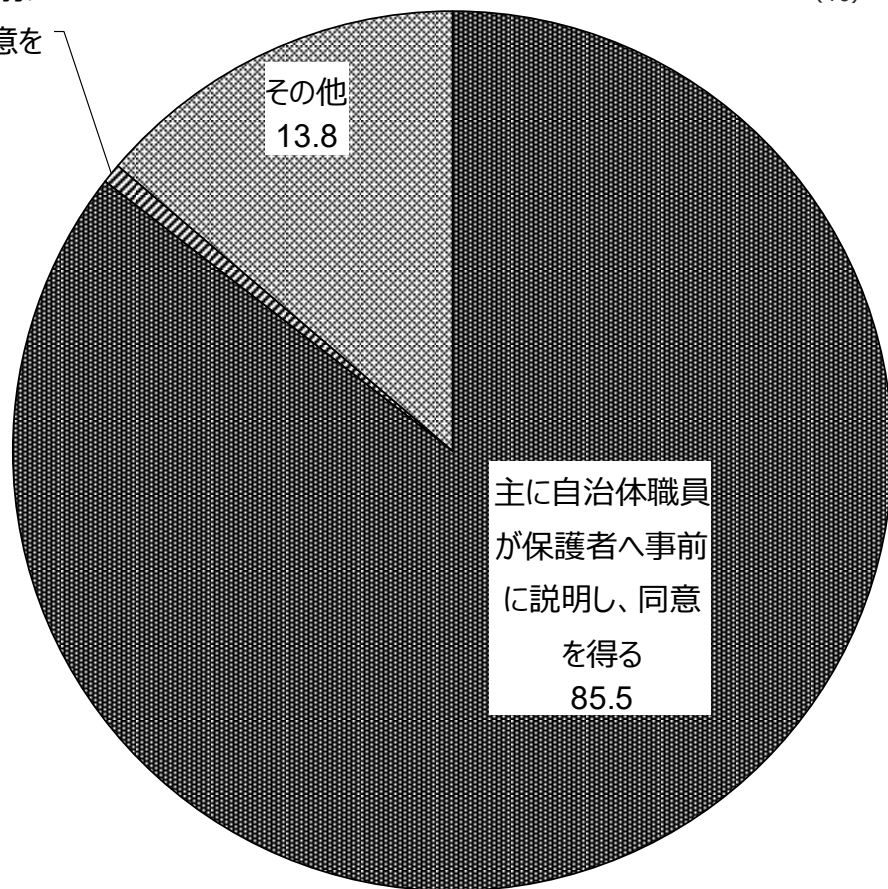
出所：株式会社日本総合研究所作成

5.7 自治体 保護者への説明・同意取得（全体）

- 入所希望児童支援にて保護者への説明や同意の取得については、「主に自治体職員が保護者へ事前に説明し、同意を得る」が9割弱を占める。

Q19.入所希望児童支援にて、保護者への説明や同意の取得についてどのように対応しているかお答えください。【単一回答】

主に施設職員が
保護者へ事前に
説明し、同意を
得る
0.7



その他の主な内容

【実績・事例がない】

- これまで実績なし（3）
- 事例がない（2）
- 実際に利用希望をうけつけていない
- 現時点で児童からの入所希望がない。
- 実施要綱では入所希望児童支援の規定があるが、実際の受け入れはないため事例がない
- 入所希望児童の支援を実施できる体制は取っているが実施したことはない。
- 利用実績がないため、検討中（2）
- 実績はなく状況に応じて対応する。

【実績はないが、あれば「1（主に自治体職員が保護者へ事前に説明し、同意を得る）」の対応を行う】

- 対応の実績はないが、今後必要があった場合は自治体職員による説明を行う予定
- まだ利用実績がないので対応してないですが、基本的には自治体職員が保護者に事前説明して同意を得る予定です。（2）
- R7年度から実施した事業であり、申請者はこれまでゼロだが、申請があった場合には「1」の対応になると思います。
- 実績はないが、児童から申込があれば1の対応を行う。

【実績はないが、あればこども家庭センターが対応する】

- 現在のところ、入所希望はないが、こども家庭センター内で受付し、対応する。

【その他】

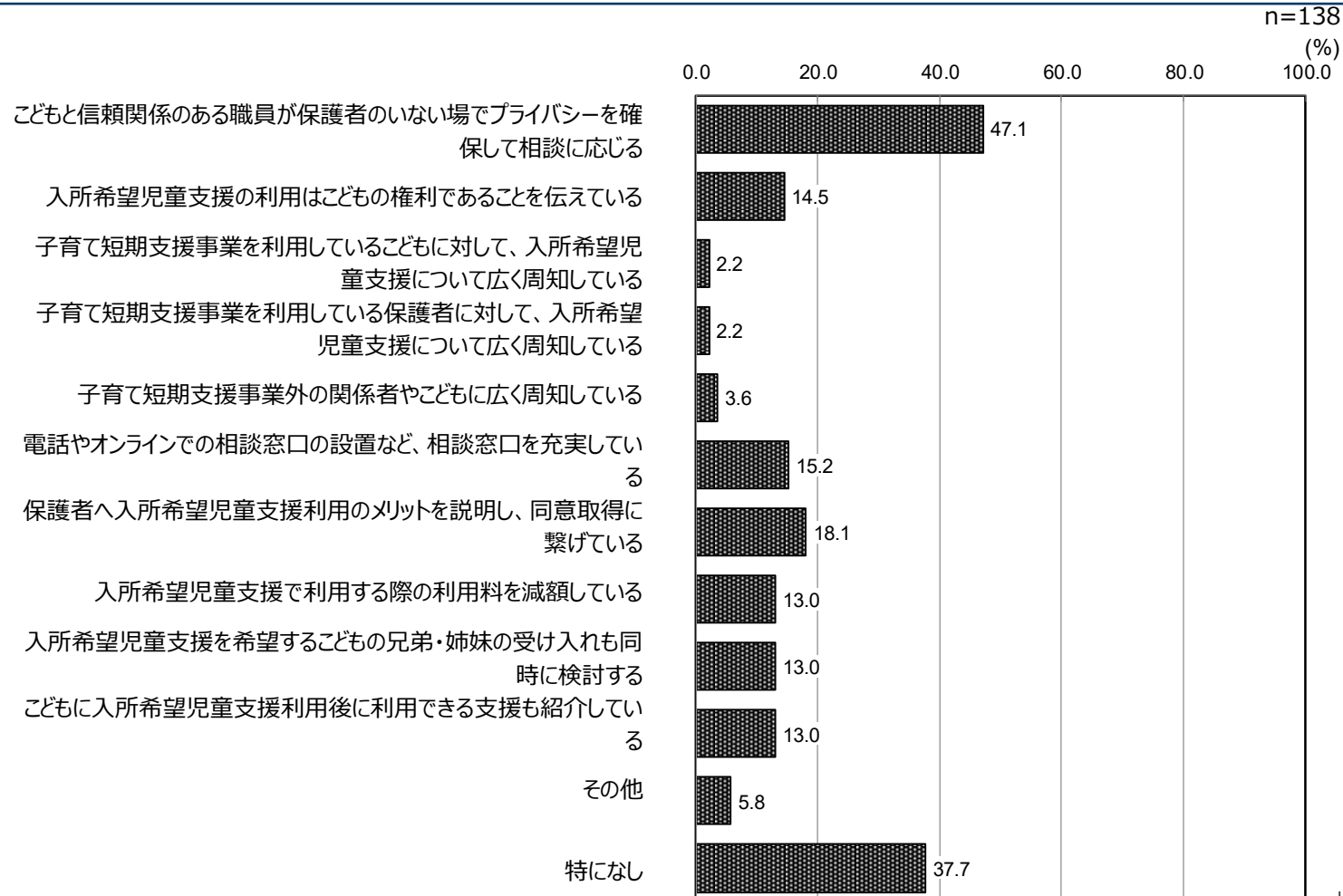
- 主に児童相談所職員が保護者に説明をし、同意を得ている。
- 保護者の状況や関係性を踏まえて都度検討する。

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.8 自治体 実施における工夫（全体）

- 入所希望児童支援をこどもが利用しやすくするための工夫としては、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も多く5割弱。次いで「特になし」が4割弱となった。

Q20.入所希望児童支援をこどもが利用しやすくするために、貴自治体として実施している工夫があれば教えてください。（いくつでも）【複数回答】
※施設（事業者）が実施している工夫ではなく、貴自治体独自に実施している工夫をお答えください。



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.8 自治体 実施における工夫（全体）

- ・「その他」の内容としては、実績・事例がない、広く周知していない・積極的な受け入れは行っていない、が多い傾向がうかがえる。

Q20.入所希望児童支援を子どもが利用しやすくするために、貴自治体として実施している工夫があれば教えてください。（いくつでも）【複数回答】
※施設（事業者）が実施している工夫ではなく、貴自治体独自に実施している工夫をお答えください。

その他の主な内容

【実績・事例がない】

- ・子育て短期支援事業の対象としているが、相談実績はない。
- ・実績がないため不明
- ・事例はないが、関係機関と連携する
- ・まだ事例が発生していないため具体的な回答が難しい。

【広く周知していない・積極的な受け入れは行っていない】

- ・広く周知している支援ではないため、必要と判断されるケース毎に、子ども・保護者双方に支援利用のメリットを説明し、同意取得に繋げている
- ・Q9（子ども自ら家庭から離れたいと相談があった場合には、その背景には虐待を含め、深刻な要因が存在し、単にショートステイの利用によっての支援は困難な場合が多い。）の理由により、要綱を改定し受け入れできる体制は整えているが、積極的な受け入れは行っていない。

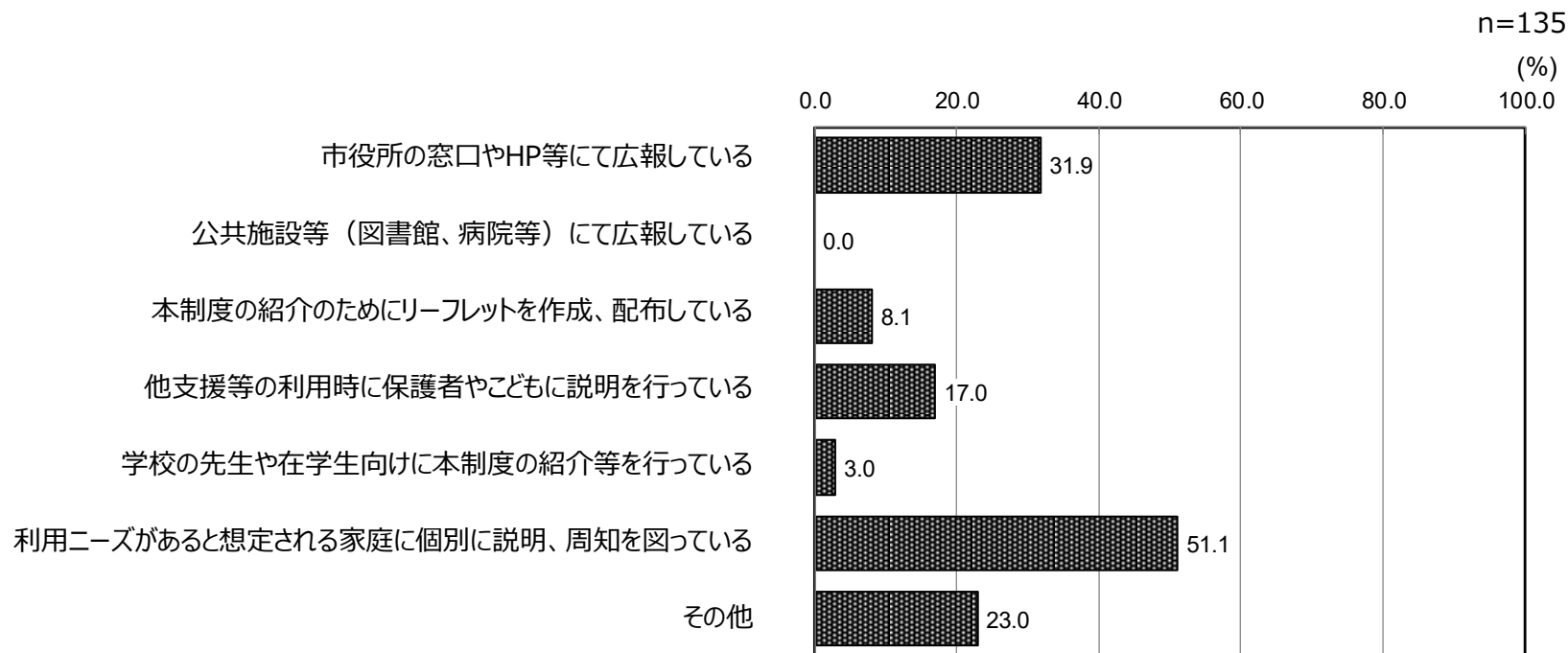
【その他】

- ・児童面接等で、必要に応じて子どもに情報提供をしている。
- ・子育て短期支援事業の受け入れ施設として、里親登録者との契約について検討していく予定。

5.9 自治体 広報・周知（全体）

- 入所希望児童支援の広報・周知について、「利用ニーズがあると想定される家庭に個別に説明、周知を図っている」が最も高く5割強。次いで、「市役所の窓口やHP等にて広報している」が3割強、「その他」が2割強となった。

Q21.入所希望児童支援の広報・周知について、該当するものを教えてください。（いくつでも）【複数回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.9 自治体 広報・周知（全体）

- 「その他」の内容としては、周知を行っていない・準備中、子育て短期支援事業のみ周知、もしくはその一部として周知している、が多い傾向がうかがえる。

Q21.入所希望児童支援の広報・周知について、該当するものを教えてください。（いくつでも）【複数回答】

その他の主な内容

【周知を行っていない・準備中】

- ・ 広報・周知はしていない（2）
- ・ 周知は行っていない（3）
- ・ 相談があった場合に対応
- ・ 特にしていない(11)
- ・ 入所希望児童支援に特化した内容では広報・周知は行っていない。
- ・ 入所希望児童支援のみの広報は行っていない
- ・ 今年度は、クローズな事業として実施しているため、児童本人や関係機関から相談が入った場合に制度を紹介。
- ・ 実施要綱上で規定はしているが、積極的な周知は行っていない。
- ・ 十分に周知出来ていない
- ・ 広報・周知の準備中

【子育て短期支援事業のみ周知、もしくはその一部として周知している】

- ・ 子育て短期支援事業について冊子内に掲載しているが、本制度については触れていない。
- ・ 子育て短期支援事業のみ周知している。
- ・ 子育て短期支援事業の広報は行っているが、入所希望児童支援に特化しているわけではない。
- ・ 子育て短期支援事業の周知は行っているが、入所希望児童支援についての周知は行っていない。
- ・ 短期支援事業としてHP等で広報しているが、入所希望児童支援としては、周知していない。
- ・ 入所希望児童支援に特化して周知をしているのではなく、子育て短期支援事業のメニューの一つとして市HP等で広報している。

【その他】

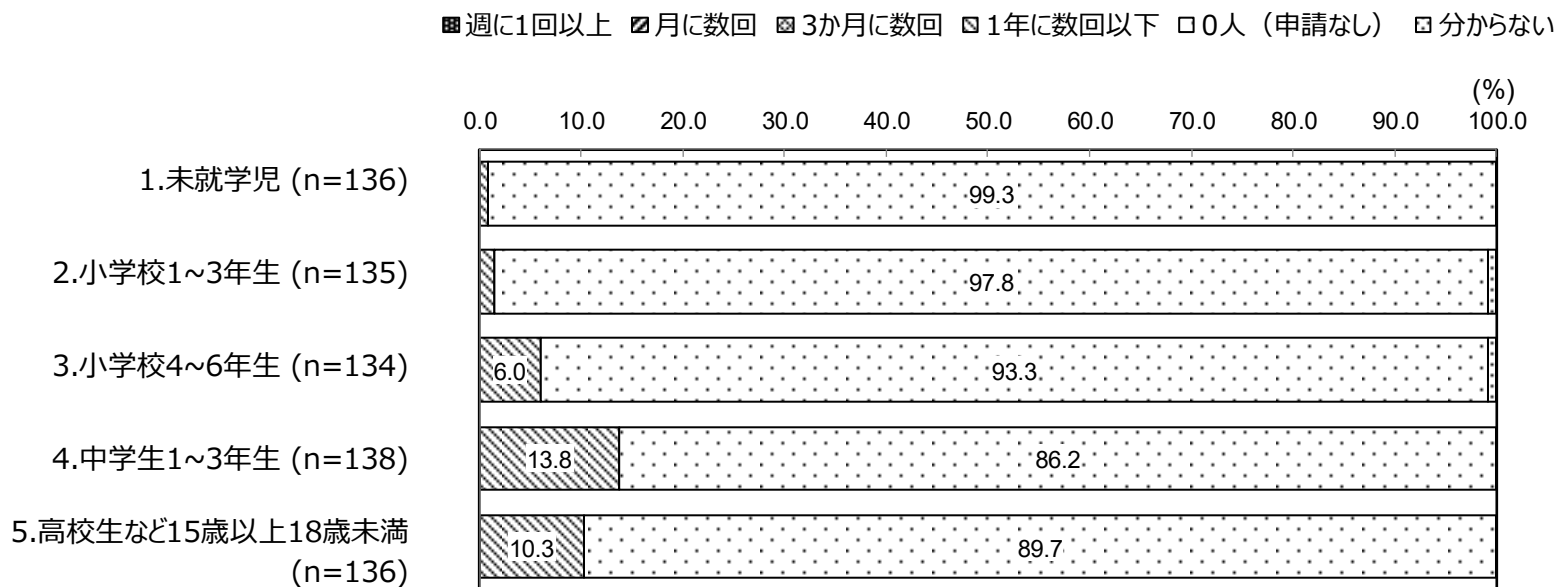
- ・ Q20（Q9（子ども自ら家庭から離れたいと相談があった場合には、その背景には虐待を含め、深刻な要因が存在し、単にショートステイの利用によつての支援は困難な場合が多い。）の理由により、要綱を改定し受け入れできる体制は整えているが、積極的な受け入れは行っていない。）のとおり。
- ・ 子ども家庭センターの周知において、業務の一つとして紹介している
- ・ 子育てハンドブックへの記載
- ・ 要綱に利用勧奨として記載

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.10 自治体 申請数（全体）

- 入所希望児童支援でのこどもからの利用の申請数はどの年代も9割前後が「0人（申請なし）」。
- 申請が最も多い年代は中学生1～3年生で「1年に数回以下」が1割強であった。

Q22. 貴自治体においての入所希望児童支援でのこどもからの利用の申請数（申請後、支援に繋がっていない場合も含む）についてお答えください。【単一回答】
 ※同じこどもからの複数回の申請については1としてカウントしてください。
 ※回答時点までのおおよその累積でお答えください。



※2.0%未満は値表示なし
 出所：株式会社日本総合研究所作成

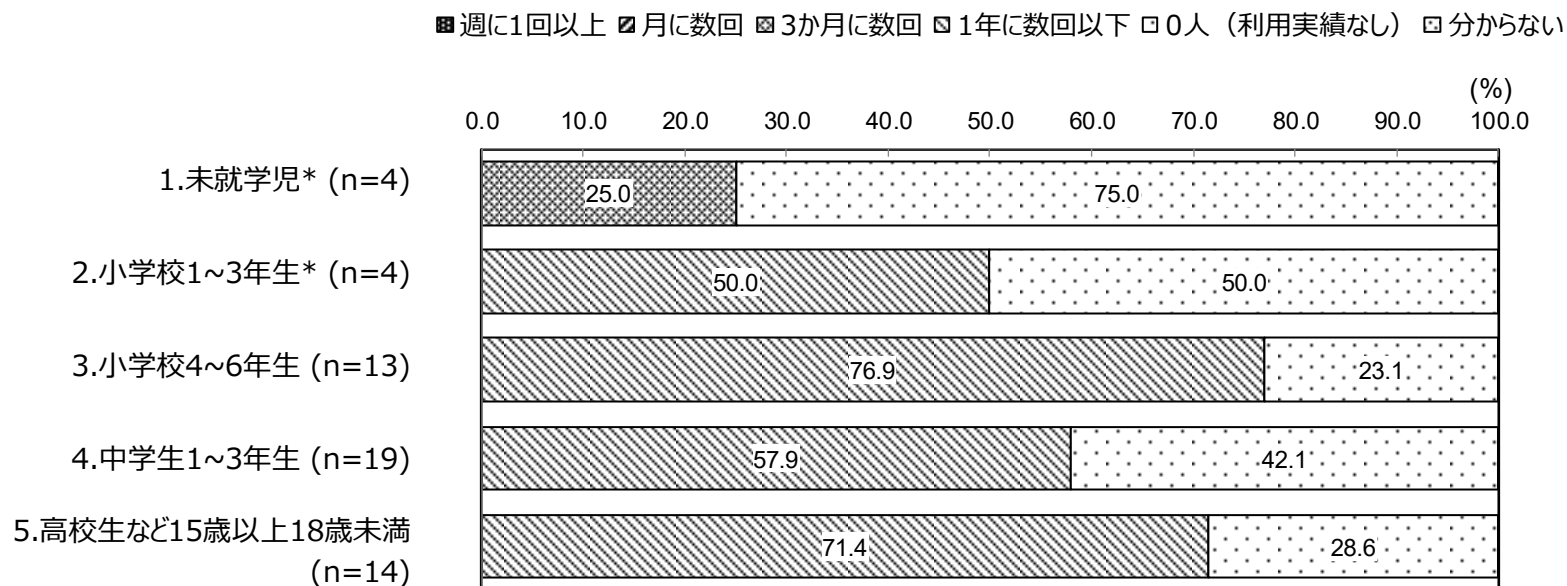
5.11 自治体 子育て短期支援事業の利用実績（全体）

- 入所希望児童支援での子育て短期支援事業の利用は、申請のあったうち、小学校高学年以上で6～8割程度であることがうかがえる。

Q23. 貴自治体においての入所希望児童支援での子育て短期支援事業の利用実績についてお答えください。【単一回答】

※同じ子どもの複数回の利用については1としてカウントしてください

※回答時点までのおおよその累積でお答えください。



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

※2.0%未満は値表示なし

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.12 自治体 申請する理由（全体）

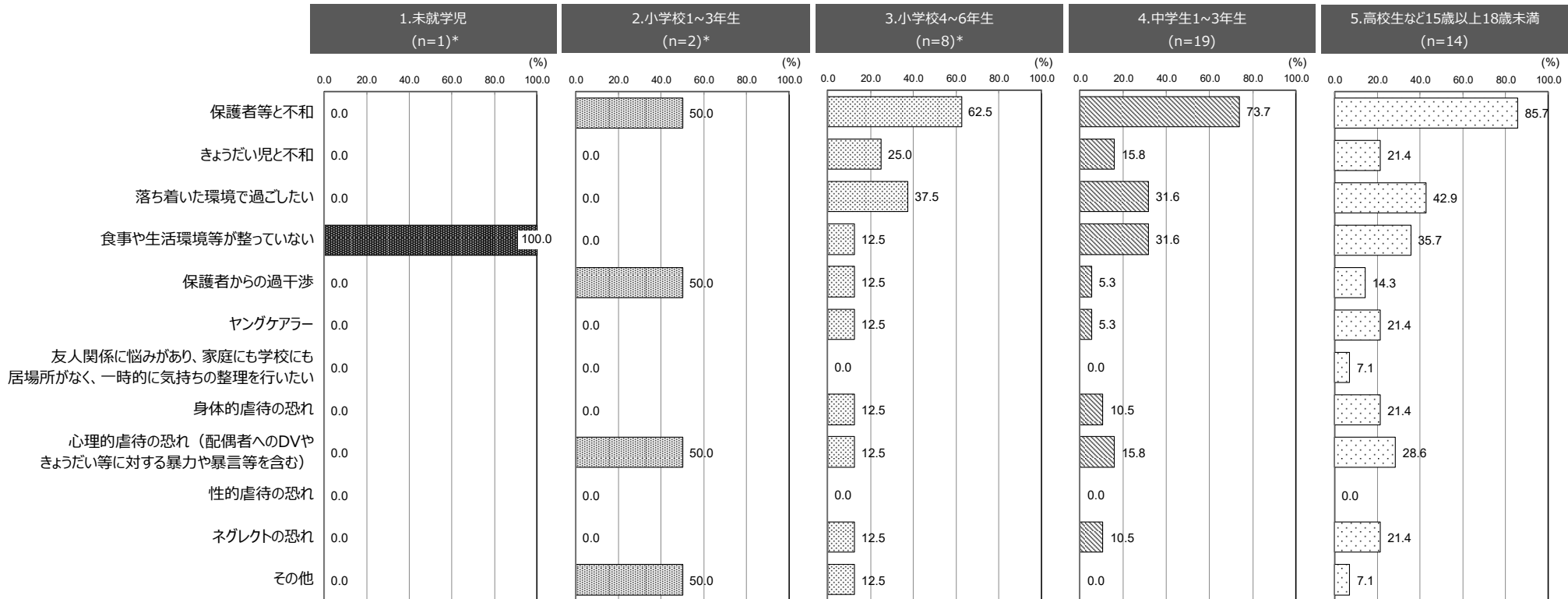
- 子どもが入所希望児童支援で申請する理由としては、申請があったうち、小学校高学年以上は「保護者との不和」が最も多い傾向がうかがえる。

Q24.子どもが入所希望児童支援で申請する理由として、当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※申請後、支援に繋がっていない場合も含めご回答ください。

※子どもが言っていないものの、貴自治体にて推測した理由も含めご回答ください。

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください。



その他の主な内容

【小学校1~3年生】

- 他児の利用を知り、自身のレスパイトを希望

【小学校4~6年生】

- 本人の自立、保護者との考えの相違

【高校生など15歳以上18歳未満】

- 家庭が経済的困窮に伴う経済的搾取

※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.12 自治体

申請する理由 –最も多いもの– (全体)

- 子どもが入所希望児童支援で申請する理由としては最も多いものは、申請があったうち、中学生1～3年生では「保護者等との不和」が5割、高校生など15歳以上18歳未満は「保護者等との不和」が8割と最も高い。

Q25.子どもが入所希望児童支援で申請する理由として、最も多いものをお答えください。(子どもの年次別に1つお答えください)【単一回答】

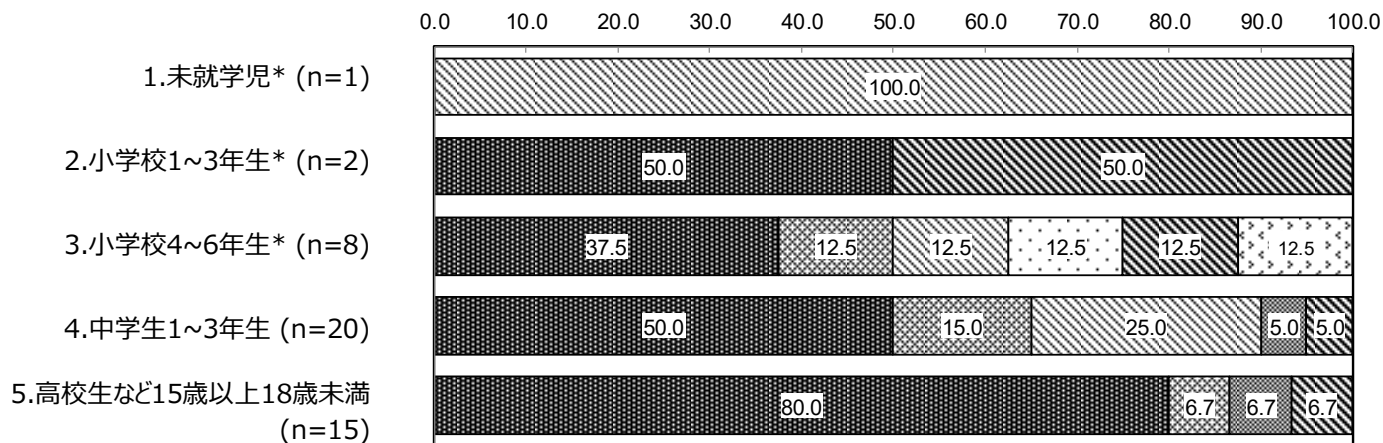
※申請後、支援に繋がっていない場合も含めご回答ください。

※子どもが言っていないものの、貴自治体にて推測した理由も含めご回答ください。

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください。

- 保護者等と不和
- きょうだい児と不和
- 落ち着いた環境で過ごしたい
- 食事や生活環境等が整っていない
- 保護者からの過干渉
- ヤングケアラー
- 友人関係に悩みがあり、家庭にも学校にも居場所がなく、一時的に気持ちの整理を行いたい
- 身体的虐待の恐れ
- 心理的虐待の恐れ (配偶者へのDVやきょうだい等に対する暴力や暴言等を含む)
- 性的虐待の恐れ
- ネグレクトの恐れ
- その他

(%)



※n≤10の回答は参考数値 (*で記載)
 ※2.0%未満は値表示なし
 出所：株式会社日本総合研究所作成

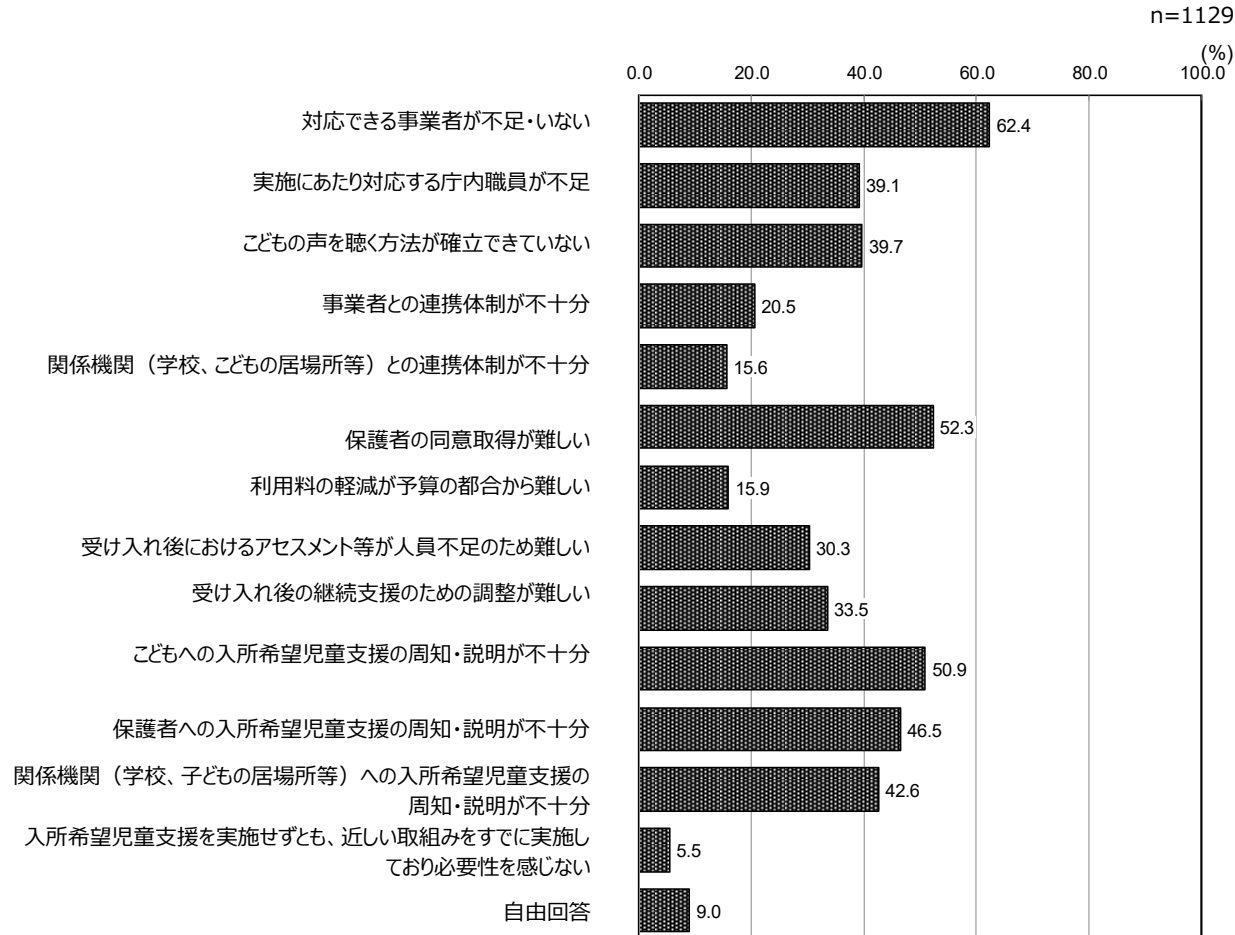
5.13 自治体 実施にあたっての課題（全体）

- 入所希望児童支援の実施にあたっての課題としては、「対応できる事業者が不足・いない」が最も高く6割強。次いで、「保護者の同意が難しい」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が5割を超えて続く。

Q26.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない自治体においては、実施に向けた課題をお答えください。

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です。



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.13 自治体 実施にあたっての課題（全体）1/3

- ・「その他」の主な内容としては、施設不足、他事業との整理、棲み分け、連携に関して、が多い傾向がうかがえる。

Q26.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも） **【その他回答【複数回答】**（n=1114、なお、その他回答はうち105）

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない自治体においては、実施に向けた課題をお答えください。

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です。

その他の主な内容（1/3）

【施設不足】

- ・受け入れる施設がない、定員オーバー（8）
- ・市内の受け入れ先がなく、利用するには主に保護者の送迎が必要で、こどもの希望だけで利用しにくい状況。
- ・対応できる事業者の把握ができていない
- ・現在のところ、実施はしていないが、こどもへの周知が広がれば、利用の申し出がある可能性も否定できない。ただし、短期支援事業所の入所枠が少ないことが課題となってくる考えられる。
- ・利用の希望、必要となるケースが無かった。また受け入れ先が近場にないため利用の希望があってもハードルが高く難しい。
- ・小規模自治体で単独の離島であり、ケースが少なく対応できる職員に限られる。また町内で受け入れ先の確保は困難
- ・村内に事業所がなく、近隣の自治体にある事業所を利用することとなるが、入所後の学校等への移動手段的確保が難しく調整が進まない。

【対応できる施設不足】

- ・障がい（特に発達障がい）のある児童や中高生の受入可能施設が非常に少ないこと。（2）
- ・入所により通学が出来なくなるなど、通常的生活維持が難しい。

【人材・予算】

- ・専門的知識を持って対応できる職員がいない
- ・ニーズの把握が困難で、事業者・職員・予算の確保が難しい。
- ・必要性を感じてはいるが、予算含めた検討の時間確保が困難な現状

【周知に関して】

- ・こどもや学校等への入所希望児童支援の周知・説明が不十分で、声をあげられていないという事案があるかもしれない。
- ・制度の周知が難しい（対象となる子ども本人が児童福祉部門へ相談できることの周知が難しい）

【他事業との整理、棲み分け、連携に関して】

- ・他事業（一時保護等）との整理、棲み分け（9）
- ・利用実績はないが、利用の理由が保護者による虐待であると想定すると、一時保護を依頼することになる。入所希望児童支援自体があまり現実的でない。
- ・「帰りたくない」は児童虐待の可能性が高いと考える。やはり、帰りたくない程の状況であるなら児相との協議が必要
- ・こどもが利用を希望する理由には、虐待対応の必要性がある場合が大半を占めると考えられるため、児童相談所と連携しながらの対応が考えられる。
- ・本人の避難等の希望があった場合の児相管轄の一時保護と町の子育て短期入所支援事業との機能分担をどのように整理すればよいか不明。
- ・保護者の育児放棄や過干渉等により児童自らが保護者との分離を希望する場合が想定されているが、児童相談所による一時保護とのすみ分けが不明確である。また、分離を訴えるほどの状況にある児童が納得して帰宅するためには、家庭との調整に相応の時間を要するため、短期間での預かりの中で児童の主訴を解消するのは困難と感じる。
- ・保護者の同意がある場合の通常利用と、保護者の同意が取れない場合の一時保護との整理ができない。

【保護者の同意に関して】

- ・要綱にて事業の利用をすることができる者を「児童の保護者」と規定しており、現行の要綱では「児童」が利用することはできない
- ・親の同意が必要であるため
- ・児童が、望んでさらに保護者の同意とうたっているが、保護者から同意を得られるか疑問が残る。
- ・学校等からの連絡は児童相談所にされることが考えられる。本市の子育て短期支援事業は保護者の同意が必須のため、入所希望児童支援を実施することは現実的ではない。また、利用児童のほとんどが就学前時～小学校低学年である。児童から相談をしてくるような年齢層の利用者はほとんどいない。

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.13 自治体 実施にあたっての課題 (全体) 2/3

Q26.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。(いくつかでも) **【その他回答【複数回答】** (n=1114、なお、その他回答はうち105)

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない自治体においては、実施に向けた課題をお答えください。

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です。

その他の主な内容 (2/3)

【体制・運用に関して】

- どのように運用していくかわからない。
- 体制が整っていない
- 事業所までの送迎方法。
- 中高生の受け入れは困難。一時保護との整理が必要。アセスメントや継続支援を行う体制確保が必要。
- 幅広くこどもへ周知した場合に、受入れ判断に当たってのアセスメントの体制が必要。
- 利用児童と入所児童双方の安全確保が重要であり、特に利用児童の状況把握が十分ではない場合、受入れには難しさがあると考えている。

【課題の整理まで至っていない、検討中】

- 一時保護が必要でない場合で入所希望児童支援を利用する条件の整理ができていない
- 送迎方法、登校中の施設への委託料、預かり日数の上限、他サービスや児相の一時保護との兼ね合いといった課題の整理ができていない。
- 近隣に施設が少ないため、契約中の施設は遠方が多く、利用時の送迎手段に課題がある。また施設の体制上の都合等で通常の子育て短期支援事業の利用調整すら困難であることから、現実的に入所希望児童支援での短期入所の調整が難しくなることが想定される。
- 子育て短期支援事業の利用申請者を保護者としており、児童自身が利用申請する仕組みが整備されていない。
- 子育て短期支援事業実施に向けて検討中
- 実施の必要性や費用対効果等の課題について検討中。
- 制度の理解や必要性について情報収集をし、検討する。

【状況によって判断、優先順位が低い】

- 状況により対応を行うことにしている。
- 個々の家庭での支援をするなかで、こどもの声が聞かれた場合、必要時、親のレスパイトなどの理由で利用する場合もある。
- 実施検討は行っていないが、児童本人や関係機関からの要望があれば、ショートステイ

利用にむけて検討する。

- 児相の一時保護が十分に機能する方が優先される課題と考える
- ケースが少ないため優先度が低い

【別事業で対応している】

- 児童相談所に相談、または一時保護で対応 (14)
- 家に帰りたくないと言う児童は一時保護での分離が必要な子どもであることが多く、一時保護をしてその後家庭へ指導的な関わりを持つ方が、子育て短期支援事業で分離するよりも方針として明確であるため、特に整備していない。
- 自ら家庭を離れたいという児童について、家庭に問題があることが想定され、その場合は一時保護の方が適切であるという判断となることが想定される
- 入所希望児童支援は実施していないが、状況に応じて関係機関と連携した対応を行っている。
- 緊急性がない場合、一時的な親子分離であれば要支援ショートステイを行うほう効果的と思われる。緊急性がある場合は一時保護が適当。
- 帰り渋りの対応と変わりないと感じており、児相が行う一時保護の対応が家庭の再構築を考えると適切ではないか。
- 子どもが家から離れたい、といった訴えをした場合には、やはり虐待が色濃く疑われるため、児童相談所の関与を求めたいと考える
- 現在、児童が一時的に保護者と離れることを希望した場合、学校や児童相談所と連携し、今後の対応方針 (子育て短期支援事業の利用、一時保護等) を決定しているため、入所希望児童支援の必要性を感じない
- こども自ら家庭から離れたいと相談があった場合には、その背景には虐待を含め、深刻な要因が存在し、単にショートステイの利用よっての支援は困難な場合が多い。
- 必要性は感じるが、今現在、スクールカウンセラーや関係機関の相談窓口で対応し、状況に応じて継続的な支援をしている。
- 当区では、入所希望児童支援を実施せずとも、近い取り組みをすでに実施しているが、制度としてはあることが、後ろ盾にもなるためあってもよいと思う。
- 対象ケースが少なく、別の事業等で対応可能な範囲であるため

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.13 自治体 実施にあたっての課題 (全体) 3/3

Q26.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。(いくつでも) **その他回答【複数回答】** (n=1114、なお、その他回答はうち105)

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない自治体においては、実施に向けた課題をお答えください。

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です。

その他の主な内容 (3/3)

【実績がないので課題に至っていない】

- 今年度子育て短期支援事業を開始し、実績がない
- 令和7年11月から事業を再開したものであり、現在の委託事業者は受け入れ実績もなく、現在の事業の範囲を拡大する予定はない。
- 事例がないため、課題不明
- ショートステイ、トワイライトステイ事業の利用実績自体が低い。ニーズを把握しにくい。
- 実施に向けての準備での課題段階で、現段階では、それ移行の課題にまでいたっていない。
- 保護者からの申請を基本としたショートステイで、例外として子どもからの希望があった場合は検討ができるものの現時点で事例はない。
- 国の事業拡充を受けて、要綱改正も実施したが、ケースがないため課題までたどり着いていない。
- 事例が無いため、具体的な対応方法が定まっていない。
- 相談が1年に1回以下のため、地域のニーズ把握ができない。
- 町民からのニーズがなく、事業実施及び検討をしていないため、町としての課題は不明

【検討していない、制度をしらなかつた、ニーズがない、特になし】

- 実施について検討していない
- 検討を行っていないため、課題抽出まで至っていない。
- 短期で分離することが本質的な問題解決にはならないと思う。この事業実施が有益であるとの確認がまだもてない。
- 入所希望児童支援の必要性を感じていない
- 児童から希望があった場合は、児童面接のうえ状況を把握し、保護者の不適切な関わり方や関係性の悪化などの課題がある場合は保護者への介入を実施し、児童への関わり方などに対して適宜助言指導等必要な対応を実施している。そのなかで親子分離が必要な場合は短期入所を図ることもあるが、単に児童の希望だけでの分離は実施していない。

- 町民からのニーズがなく、事業実施及び検討をしていないため、町としての課題は不明
- そもそも制度自体を知らなかつた。
- 制度を詳しく知らなかつたため、課題についても把握していない
- 現在のところニーズが無い
- 現状、入所希望児童支援への具体的なニーズが顕在化しておらず、実際の利用場面や運用イメージが十分でないため、体制の整備を進めるにあたりハードルが高い
- ショートステイの利用者も年に1-2人であり、入所希望児童も現在0人のため実施していない。
- 特になし (2)

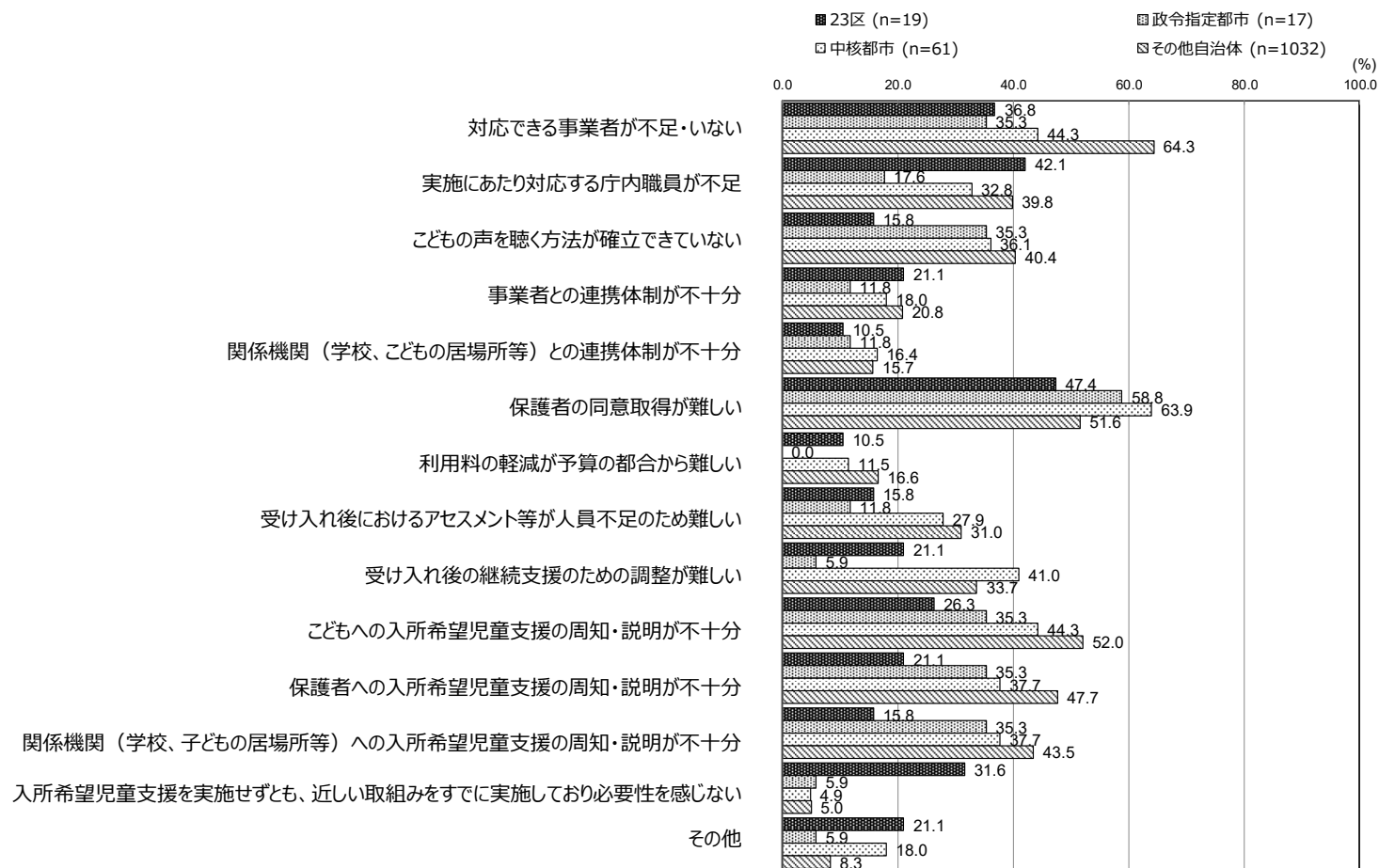
5.14 自治体 実施にあたっての課題（人口規模別）

- 23区では「入所希望児童支援を実施せずとも、近い取組みをすでに実施しており必要性を感じない」が高く、政令指定都市・中核都市は「保護者の同意取得が難しい」等が高く、その他自治体は「対応できる事業者が不足・いない」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」等が高いといった特徴がみられる。

Q26.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない自治体においては、実施に向けた課題をお答えください。

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です。



出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=105 ※意見等のみ抜粋）

【施設の拡大・人員の増員に関して】

- 受け入れ先【施設】の拡大（2）
- 入所希望児童支援に限らず、子育て短期支援事業の委託先が他市町村からの児童の受け入れや、児童相談所の一時保護の利用により、空きが無く、相談があった際にすぐに日程調整などできない状態にある。
- 事業実施の必要性は感じつつも、サービス受入可能な事業者が不足しており、サービス拡充が困難な現状です。地方においても、サービス受入可能な新たな事業者の創設について、国の施策（支援）に反映していただきたいと切望します。
- 市内に児童養護施設等の受け皿がないため、子育て短期支援事業を市外の児童養護施設に委託契約しており、委託先が車で1時間程度の距離にあり、保護者が利用しづらい状況のため、なかなか利用につながらない現状がある。こども自らの希望による短期支援事業を同じ委託先に委託したとしても、同じ理由で利用しづらい状況がある。里親への委託を拡充したいと考えているが、受け入れ可能な里親も人数に限られ、仕事をされていたりといつでも受け入れられる状況にはない。地域資源（受け皿）の少ない市町村への支援を強化してほしい。
- 提携している近隣のいくつかの児童養護施設は満床であることが多く、中々受け入れがスムーズにいかないことが多いです。児相の一時保護所も県内に1か所しか無くいつも満床です。保護が必要な子供たちの増加と並行して受け皿をもっと広げてほしいです。
- 児童養護施設の定員を倍増してほしい
- 受入れ施設が不足している中では制度の活用が難しい
- 国の13事業の子育て短期支援事業としては要件が満たないため実施できていないが、町独自の子育て短期支援事業は実施している。ただし、預り先の事業所はなくまた里親は高齢化しており実質事業の実施は困難な状況。
- 受け入れ施設が限られていて、事業の検討自体がまだ現実的とは思えない状況のため、受け皿の拡充が必要だと思います。
- 虐待リスク軽減、親のレスパイトのために子育て短期支援事業を実施したくても、受け入れ先が不足しており、里親との契約も手間が多くて進まない。市町村の負担をより減らす目的で、里親支援センターの体制強化、里親委託のよりスムーズな流れの提示を要望します。

- 利用・対応可能な施設等を拡充し、確保すること。また、その施設の紹介。
- 現状で入所希望児童支援として周知し、本人と家族へのケアを含めて受け入れていくキャパシティがありません。
- 希望があっても受入れる施設がなければ支援ができません。現在本町には施設はなく、他市の施設に委託しており、施設からは受入れの希望に添えない場合があること、また職員が不足していること等話を伺います。施設が充足することがなければ事業は遂行できないと考えます。
- 短期入所事業所について、職員不足とハード面において短期入所の受け入れに困難な現状があります。事業所の課題整理もお願いいたします。
- 県内に受け入れ施設が圧倒的に不足しており、他市町村と枠の取り合いとなっている。また、補助額の不足や加算分等への補助がないこと、日数が原則7日以内と短期すぎることで利用の効果が見込めず利用につながらないため、補助額の増額や利用条件の緩和についてご対応をお願いいたします。
- こどもに周知し、必要な時に利用を勧められるような仕組みが必要であるが、予算や入所施設のキャパシティの問題で実現が難しい。思春期の児童については、衝動的に行動化する場合もあり、本人の希望だけではなく、より丁寧な家庭環境のアセスメントのための基準が必要ではないかと思われる。
- 委託先の施設の受け皿がない。（児童相談所の一時保護も受け皿が少なく、一時保護をしたくても難しい現状がある）児童を受け入れる事業所への補助（金銭面、ハード面、人）を充実させてほしい。
- 子育て短期支援事業は、受け入れ先が一時保護施設等と重なっており、少ないのが現状であるため、里親の活用など、受け入れ先の充実を図っていただきたい。また、事業そのものの必要性を庁内で理解してもらい、予算を確保するためには、国からも財政部局や政策部局に通知する等の支援をお願いしたい。
- 子育て短期支援事業の預かり先は、児童養護施設や里親となり、児相の一時保護（委託）先とも重なります。現状では、必要と思われる児童の一時保護が保護先が無いという理由で先送りされており、まずは、一時保護先を確保する事が優先されると考えています。
- マンパワー不足の解消

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=105 ※意見等のみ抜粋）

【施設の拡大・人員の増員に関して】（前頁のつづき）

- 事業の趣旨は理解できますが、保護者と子どもの関係性を他者が判断する基準が示されていない。児童入所支援を受け入れられる事業所は不足しているし、子どもや保護者を継続支援する人材が課題（数の問題だけではない）課題は多いと思う。
- 受け入れできる施設の整備（人材）や施設を増やしてほしいです。ショートステイ等を契約していても、受け入れが難しい施設が殆どで、利用者が施設を利用したくてもできない状況です。
- 児童や保護者が短期入所の利用を希望したとしても、人員不足や定員の関係で施設側から断られる等、確実に入所できる保証がないため、行政として責任をもって勧めにくい。まずは受け皿となる施設側の体制強化が必要。
- 入所希望児童支援の検討にあたって、前提の子育て短期支援事業の実施が難しい。近隣に施設・事業者がなく、県内でも遠隔地にあるため、対応が困難。

【対応窓口の管轄に関して】

- 極小規模団体で対応は困難。大きな市町村や、管内保健所で対応していただきたい。
- 小規模自治体では利用者数も事業所数も限られており、事業者が当該事業を運営困難だと考えているようである。そのため小規模自治体においては都道府県や圏域で実施するのが現実的と考える。
- 小規模な離島の環境下でも活用可能な制度であることを願います。
- 国または都道府県で対応していただきたい。小規模自治体では実施が困難と感じています。
- 児童相談所での対応窓口など、県の対応支援の増強を検討してほしい。
- 離島は、リソース不足になってしまいます。現在の当町においても年に数件は、レスパイトの必要性、児童の一時保護の必要性など判断しなければならないことがあります。たまたま、親族を頼ることができるなどして何とか回避していることもあったりしますが、育児疲れによるレスパイトが増えている感じもあるため、整備が必要だと感じています。一番は島内での整備が良いのですが、厳しい状況となっているので、島外の施設の利用も視野に入れ、渡航費、宿泊費などの補助など検討できないものかと思います。
- 保護者の希望による利用についても、既に児童養護施設等の受け入れが困難なケースが常態化しつつあり、事業の実施にたいへん苦慮している。国は里親の活用を声高に訴

- えているが、本事業のように短期間かつ至急の受け入れ希望に対応できる里親がおらず、受け入れ可能な事業者の増加策としては不十分である。また、国は町単独ではなく広域実施をと勧めてくるが、受け入れ施設までの距離が遠くなることで、利用が難しくなることもあり、現実的ではない。子ども自らの利用希望を叶えるためにも、受け入れ可能な事業者等の増加について、国が率先して補助事業としての対応策を検討して動いていただきたい。
- 担当職員の専門性が必要となる事業と実感している。各自治体に専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等）の配置を義務化するなど、国からも後押ししてほしい。
- 預け先の確保。契約は、県での集合契約ができると進めやすいと考える。

【制度整備の必要性に関して】

- 福祉事務所として市内にいる児童相談所が所管する認定里親のリストの把握ができていない。また市内にいる里親と福祉事務所の情報共有など、市福祉事務所として市内の認定里親とつながっていくための方法を示していただきたい。
- 事業所や施設との契約をスムーズにできるようなシステムにしていただけなら助かります。
- 補助金申請時の必要書類が煩雑で作成に多くの時間を要するため、簡素化を期待する。
- 児相との機能分担についてのガイドライン、先進事例の共有、実施事業者への受け入れ時ガイドラインなどの整備や共有をお願いしたい。
- 一時保護ではなく本事業を活用すべきケースを示していただいた上で、本事業と一時保護のすみ分けを整理していただきたい。
- 里親系の環境整備を急いでほしい
- 近隣に施設が少なく、契約中の施設は遠方が多い。昨年度、比較的近隣である他自治体に住所を置く施設に契約可能を確認したが、複数の施設から「契約したとしても体制上受け入れが難しいため、契約できない」との回答を得た。入所希望児童支援だけではなく、親子でのショートステイを含め、地域の施設や事業所に受け入れ体制がなく、利用相談があっても実際の利用には結びつかないケースが多い。既存の施設等への体制整備だけではなく、ショートステイ単独の事業所や里親へのショートステイ等、既存の枠組以外でショートステイの受け入れができる、持続可能な体制整備が必要ではないか。（事業単独で採算の取れるような予算措置、マンパワーの充実、場所や建物の整備等）

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=105 ※意見等のみ抜粋）

【ガイドライン策定に関して】

- 今年度より担当になったので今回の制度は知りませんでした。分かりやすい運用マニュアル等すでに通知済みかもしれませんが、自治体に配布いただくようお願いします。
- ガイドラインの策定
- 保護者同意取得の方法（保護者が拒否して子どもが入所出来ない場合、結果として子どもの希望を否定してしまうことになり、今後の相談ニーズへのリスクになる）に関するガイドラインの設定

【制度の周知、事例紹介に関して】

- 国の要綱の対象者に「養育環境等に課題があり…省略」とあるが、具体的にどのような状況を想定しているのか、その背景や意図などが知りたいです。
- 保護者に同意を取れない場合、必要に応じて児童相談所の一時保護等を検討するとあるが、実際には児童相談所での対応が難しいケースも想定される。そのような場合の代替手段として、どのような制度・サービスが考えられるかを検討し、ご教示いただきたい。
- 当市では、現段階で家庭から離れたという児童からの相談等はないが、希望児童がいた際にはまず児童本人及び保護者との面談を行う方針は決めている。だが、近隣にこのような場合の児童の受け入れ先がないため、この制度をどこまで周知すれば良いのかは迷うところである。内容的にも、はっきりした目的（虐待理由）があれば一時保護を優先的に検討する中で、この事業を優先するケースについて事例紹介などしていただければ有り難い。
- 一時保護との違いや他自治体の課題を具体例でいくつか示していただきたい。
- 利用許可の判断が難しい。利用希望の内容について曖昧なため保護者からの同意を得ることが困難と思われる。既に実施されている自治体の事例などを周知してほしい
- 保護者の同意を得ることが困難であり、結局児童相談所の一時保護を検討せざるを得ない状況が多いため、同意を得るための制度設計やフロー、成功事例などの共有のような支援が欲しいです。
- 児の同意のみで子育て短期支援事業を実施とした場合、保護者の理解や同意をどのように得るかが課題となる。入所希望児童支援に伴う子育て短期支援事業の利用に関して、導入市町村の先行事例等を研修等で紹介して頂けると制度設計の参考になる
- 優良事例があれば教えていただきたい。

- 入所希望児童支援実施自治体の事例をいくつか共有していただきたい。
- 入所希望児童支援にて、希望することの利用料を免除する場合に対する加算制度について詳細な情報をHP上で掲載してほしい。実際に入所希望児童支援制度を実施している自治体の実施例について共有いただきたい。児童養護施設等の入所者数増加、一時保護児童の受け入れ等で、ショートステイ自体の受け入れが困難な現状がある。児童養護施設数を増やすことも難しい現状もある中、子育て短期支援事業について、国としてどのような支援・展望を考えているかご提示いただきたい。
- 各自治体の入所にあたっての具体的な対応事例の共有。

【予算に関して】

- 入所先から学校等へ通えるよう支援があればよい（補助金加算など）
- 地方負担が過重とならないよう、十分な財政措置を要望
- 負担割合が1/4とはいえ、財政困難な市にとっては厳しい。市の財政が厳しい中、子育て支援関係に関わらず様々な事業・施策が求められている。地域により資源が不足しており地域格差もある中、求められる支援整備を整えることは難しい。地域にいる里親さんは児童相談所からの一時保護や養育里親を受けている中、管内市町村の子育て短期支援事業も受託している。数が少ないことに加え、県・市町村からとそれぞれ対応され混乱を招く状況にある。要となる県などが音頭をとる等しないと体制整備困難と思われる。
- 実際に本事業を実施するには、補助基準額では賸えず、町の一般財源が多くなる。補助基準額を増額してほしい。
- 現在の補助では、実施した時のみとなっているが、委託した場合の事務経費等の補助も実施できるよう検討いただきたい。
- ショートでの利用も難しいと聞いている。希望があった場合に対応できる施設への補助や予算の確保をお願いしたい。
- 事業を継続して実施するためには、専従職員の雇用等で多額の委託料が必要である。自治体の負担割合を現状の3分の1よりも引き下げてもらいたい。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=105 ※意見等のみ抜粋）

【制度に関して】

- なんでもかんでも全国統一の事業化を求めると、小規模離島等は実施できない事業も多いため、現場が疲弊してしまっている。
- 児童の要望・意向も大切であるが、様々な特性を持つ児童が増えている中、市の事業としては、利用中に児童が安全安心に過ごすことも重要だと考える。そのため当市では、アレルギーのことや事故時の対応、家庭での様子、緊急時の医療機関受診のこと等を保護者からしっかり聞き取り、受け入れ側の施設や里親家庭へ丁寧に説明するようにしている。入所希望児童支援の対象となりうるような児童については、子育て短期支援事業よりも、児童相談所による一時保護による入所の方が、保護者への指導とセットで対応できるため、支援するという観点からも適していると考えます。
- 家庭環境などを理由として、子ども自らが一時的に家庭から離れたいと希望した場合は、分離だけでなく家庭環境や家族関係の調整が必要になるため、一時保護が適切と考えている。入所希望児童支援が適切に実施できるよう、一時保護と入所希望児童支援それぞれの適用範囲や目的などを明確に区分し、示していただきたい。
- 当該支援の対象となるような児童はそもそも児相「保護」（措置）の対象であるのではないか。
昨今、児相の本来業務が市町村事業に託されているような状況が見受けられる。市町村（地域の自治体）の「行政」としての本来業務を圧迫してきている。児相の本来業務をもう一度振り返っていただきたい。
- 保護者へのアプローチなしに状況は変わらず、子どもを窓口にすることで利用減免の悪用も懸念されるため、入所希望児童支援よりも要支援ショートステイの補助の充実を求めたい。（送迎を1日⇒往復でカウントするなど）
- こどもが自ら家庭を離れることを望むことは、余程の事情が発生している場合であり、その事情を丁寧に聞き取る必要があるため、本来は児童相談所による一時保護が相応しいと思います。児童相談所の一時保護洪りの助長につながるため、見直しが必要と考えます。
- こども自ら家庭から離れたいと相談があった場合には、その背景には虐待を含め、深刻な要因が存在し、単にショートステイの利用によつての支援は困難な場合が多い。
- 受入枠の確保や保護者の同意等課題があり、強制力をもたない機関では運用は難しいと感じる。

【設備に関して】

- 思春期の女兒の利用できる施設の増加、急な利用ができるよう児童養護施設にショートステイ用を確保する等
- 障害のある児童の受け入れ可能施設が限られているが、ニーズがあるため対応してほしい。

【その他】

- 本アンケートの集計結果をご提供いただきますようお願いいたします。
- 今回のアンケート結果で子どものニーズを把握し参考にしようと思います。
- 近隣市町村の動向を調査し、検討していく。
- 市にある施設については、トワイライトを契約していませんので、アンケート調査は送付しておりません。報告に誤りがありましたら申し訳ございません。
- 特になし（14）

出所：株式会社日本総合研究所作成